

令和 7 年 第 1 回 定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 4 日 開会

令和 7 年 3 月 1 7 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和7年第1回奈井江町議会定例会

令和7年3月4日（火曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議長諸般報告

①会務報告

②議会運営委員会報告

③委員会所管事務調査報告

④例月出納定例検査報告

第 4 行政報告（町長、教育長）

第 5 付託議案第10号 奈井江町第7期まちづくり計画基本構想について

第 6 報告第 1号 奈井江町高齢者福祉計画（第9期）の一部変更について

第 7 報告第 2号 奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定について

第 8 議案第 1号 令和6年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）

第 9 議案第 2号 令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

第10 議案第 3号 令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第11 議案第 4号 令和6年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）

第12 議案第 5号 令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

第13 議案第11号 奈井江町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 奈井江町にわ山森林自然公園設置条例の一部を改正する条例

議案第 6号 令和7年度奈井江町一般会計予算について

議案第 7号 令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第 8号 令和7年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 9号 令和7年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第10号 令和7年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（９人）

1 番	根 岸 一 志	2 番	星 厚 早
3 番	篠 田 茂 美	4 番	遠 藤 共 子
5 番	石 川 正 人	6 番	大 矢 雅 史
7 番	笹 木 利津子	8 番	大 関 光 敏
9 番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第 1 2 1 条により出席した者の氏名（1 5 名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
産 業 観 光 課 付 課 長	鈴 木 宏 明
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町民生活課長兼会計管理者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教育委員会事務局長	遠 藤 友 幸
保健福祉課課長補佐	辻 脇 真理子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真由美

(1 0 時 0 0 分)

開会

●議長

それでは、定刻になりましたので、開会をさせていただきます。

改めまして、皆さん、おはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、令和 7 年奈井江町議会第 1 回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、3 番篠田議員、4 番遠藤議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

(1 0 時 0 1 分)

●議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より 1 7 日までの 1 4 日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日から 1 7 日までの 1 4 日間に決定をいたしました。

日程第 3 議長諸般報告

(1 0 時 0 1 分)

1. 会務報告

●議長

日程第 3、議長諸般報告を行います。

会務報告につきましては書面のとおりでございますので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

(10時01分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、3番篠田議員。篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

議会運営委員会の報告をいたします。
委員会開催日、令和7年1月14日。
調査事項、第1回臨時会に関する議会運営について。
調査内容、1、会期について、2、議案審議について、3、その他について。
委員会開催日、令和7年2月25日。
調査事項、第1回定例会に関する議会運営について。
調査内容、1、会期について、2、議案審議・審議順序について、3、総括質問について、4、町政一般質問について、5、予算審査特別委員会の設置について、6、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、7、会議案・調査について、8、その他について。
以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、5番石川議員。石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●5番

まちづくり常任委員会所管事務調査の報告をいたします。
まちづくり常任委員会所管事務調査は、今定例会までに3回行われております。開催日順に報告をいたします。

委員会開催日、１月３１日、調査事項、調査第１号「ふるさと納税の活用について」担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い、検討いたしました。

説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望としては、本町においては、返礼品の提供事業者、品目の拡大、ポータルサイト事業者の追加などの取組等により、令和２年度のふるさと納税の寄附金額が１億円を超え、その後は、コロナウイルス感染症の影響により寄附金額・件数ともに減少傾向に転じたが、本年度は、米不足の影響により昨年夏頃から玄米を中心に申込み数が増えたことに起因して、１２月末現在で１億円を超える実績となったことや、ふるさと納税の使途指定事業別における寄附件数・金額について報告された。

返礼品については、特に人気の高いお米を希望する寄附者が今後も増加していくと思われるので、引き続き農協とも協議の上、奈井江産米の確保に努めていただきたい。

また、アピール度が強い政策的事業に絞り寄附を募るなど、多くの寄附につながるよう創意工夫を願うとともに、町の貴重な自主財源であることから、寄附者にリピーターとなっていただけのような取組に期待する。

委員会開催日、２月６日、調査事項、調査第２号「令和６年度作況状況について」担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い、検討いたしました。

説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望。令和６年の作況状況は、夏の天候にも恵まれ、水稻において作況指数が１０３の「やや良」となった。本町のブランド米「ゆめぴりか」については、ＪＡ新砂川全体で、低タンパク米の出荷率６．８％以下の割合が４９．３％、７．４％以下の基準率は９１．７％で、共に昨年を大きく上回る結果となり、また、青果物においては、安定した集荷となり、一部の作物を除き、昨年より出荷量、販売額が増加となったことが報告された。

奈井江産の農産物は市場、消費者から高い評価を受けており、農業者、関係者のたゆまない努力に敬意を表します。

農業を取り巻く環境は、気候変動をはじめ、農業者の高齢化や担い手の減少、生産資材の高騰など、依然として厳しい状況にあり、今後において、国における水田活用直接交付金の見直しなど、農業情勢の大きな変化が見込まれる中、農業者をはじめ関係機関・団体との情報の共有、連携を図り、本町農業の振興に向けた取組について引き続き努めていただきたい。

委員会開催日、２月７日、調査事項、調査第３号「冬期間の道路管理について（現地調査を含んでおります）」担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行った後、現地調査を実施し検討した。

説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望。除排雪については、昨年度より降雪量が少なく順調に進み、住民の暮らしに支障がないよう安全・安心な道路交通の確保に努めていることが報告された。

雪捨場の管理は１１月から３月までが基本となっているが、雪捨場が農地に隣接しているため、なお一層融雪が進むよう対応について検討願いたい。

また、大きな建物からの落雪による事故が懸念されていることから、事前に通行止めにするなど、引き続き対応願いたい。

今後も住民が安全・安心な冬の暮らしを保たれるよう、道路状況や気象状況に即応できるように除排雪体制の維持を努めていただきたい。

以上、報告いたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(10時08分)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、12月12日、1月9日、1月17日、1月24日と計4回の委員会を開催し、議会だより第38号の構成・編集・校正について検討し、2月15日には議会だより第38号を発行いたしました。

以上、報告いたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

(10時09分)

●議長

次の例月出納検査報告につきましては、監査委員より特に説明がないとの申出がありますので、書面報告とさせていただきます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第４ 行政報告（町長、教育長）

（１０時１４分）

●議長

日程第４、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

おはようございます。令和６年度第４回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係ですけれども、２月の１３日に、全国町村会が主催する地域農政未来塾の研究発表会に出席してまいりました。この塾は、年間を通じて７回の講義やゼミを行い、地域の課題に自らが気づき、そして提案し、さらには、実行できる地域づくりに携わる職員を養成する本格的な講座となっております。職員研修として本町職員も今年度初めて参加させてまいりましたが、参加した職員皆さんがそれぞれ地域の歴史や地域課題と向き合い、施策を提案した本当にレベルの高い研究発表でありました。今後においても、こうした研修にできる限り職員を参加させて、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、企画財政課関係ですけれども、１月２５日、辻脇副町長が岡山県高梁市友好都市交流会、２６日に岡山県高梁市の発足２０周年記念式典にそれぞれ参加してまいりました。高梁市とその友好都市２市２町が出席した交流会では、初めての顔合わせとなりましたけれども、それぞれの町が抱える課題や重点施策など、情報交換などを行ってまいりました。

また、翌日挙行された式典では、高梁市出身で東京オリンピック陸上４００メートルリレーに出場した齋藤選手の記念講演を傾聴するとともに、石田高梁市長をはじめ、関係市町長などとの交流を深めてきたところであります。

次に、保健福祉課関係でございますが、１月２７日、栗山町の北海道介護福祉学校との介護人材の確保に関する包括連携協定の締結式を挙行いたしました。今回の協定締結を機に、不足している介護人材の確保をはじめ、両町の強みを生かしたつながりの中で、より一層連携を深めてまいりたいと考えているところであります。

次に、産業観光課関係ですが、２月１日、ないえ冬まつり実行委員会主催による第１６回ないえ冬まつりが開催されました。子どもたちが主役となるイベントや特産品の販売、うまいもの市、キッチンカーの食べ物などなど目当てに町内外から多くの方にご来場をいただきました。開催にご協力をいただいた関係者の皆様に心から感謝を申し上げ

げるところであります。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

教育行政報告書をご覧ください。

第4回定例会以降の主な教育行政について報告を申し上げます。

まず、1月12日ですが、二十歳を祝う会を開催をしております。今年もマスク着用やソーシャルディスタンスを取ってといった制約がない中での会となりまして、二十歳を迎えた輝かしい26名の笑顔あふれるにぎやかな会となったところであります。

次ページをご覧ください。

2月の中で2回、他市町の子どもたちとの交流事業を行ってございます。

13日は、友好都市岡山県高梁市の成羽小学校の5、6年生と、また、26日は、子どもの権利に関わる条例に関連をして、かねてより交流のありました芽室町の中高生とオンラインでつながり、両市町の様子や学校生活などについて意見交換を行い、大変有意義な時間を過ごしたところであります。

以上、行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 付託議案第10号の上程・説明

(10時15分)

●議長

日程第5、付託議案第10号「奈井江町第7期まちづくり計画基本構想について」を議題といたします。

付託議案第10号につきましては、奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長より報告をさせます。
事務局長。

●事務局長

奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員会審査報告書。

奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員長より、下記のとおり特別委員

会審査報告書の提出があったので、これを付議する。令和7年3月4日、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議件名、議案第10号「第7期まちづくり計画基本構想について」。2、審査の経過、委員会開催日、令和6年12月23日と令和7年1月14日。3、審査の期間、次期定例会まで。4、審査の結果、原案のとおり可決した。

以上でございます。

●議長

奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員長の細部報告につきまして、発言を許します。

奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員長、8番大関議員。

(奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員長 登壇)

●8番

奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員会の審査結果についてご報告をいたします。

令和6年12月10日の第4回定例会におきまして付託されました議案第10号「奈井江町第7期まちづくり計画基本構想について」の審議を行うため、令和6年12月23日、令和7年1月14日の2日間、役場議場において全員出席の下、慎重かつ熱心に審議し、さらに十分なる質疑を重ね、それぞれ結果を得ましたのでご報告いたします。

付託されました奈井江町第7期まちづくり計画基本構想についての議案は、まちづくりのテーマ、3項目の基本目標、6項目の政策の大綱などについて、全会一致をもって可とすることに決定いたしました。

さらに、前期実施計画では、委員会の審議において、各委員から出されました提言や要望等について十分検討され、これからのまちづくりに生かされるよう期待するものであります。

今後、議会といたしましても、予算委員会、決算委員会、常任委員会などにおいて、改めて検証を重ねてまいる所存であります。

今委員会で出された提言・要望の中から抽出して、政策別に何点か申し上げます。

政策第1、豊かな自然の中で安心・安全な暮らしを目指してについてであります。

町営住宅の維持管理において入居者が安全・安心して暮らすことができるよう、公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な修繕を行うとともに、適正な管理に努めていただきたい。

次に、課題となっている空き家の管理について、空き家への解体助成や土地や建物の有効利用を促進するための空き家への解体助成は、空き家の適正管理を促す新たな取組として期待するものであります。

次に、地域公共交通は、生活交通手段を確保する上で大変貴重な事業であります。町

民の足として定着するよう、利便性と効率性を図りながら、本町に適した運行となるよう努めていただきたい。

政策第2、ともに支え合い、健やかで心豊かな暮らしを目指してについてであります。

地域の安定した医療のために、先進的な砂川市立病院との病病連携をはじめとする近隣病院との広域的な地域医療連携による医療体制や、ネットワーク化の構築などの取組について期待するものであります。

次に、高齢者がいつまでも安心して暮らすために、地域に住む人が共に支え合う体制づくりが必要不可欠であり、声かけや見守り体制の強化や普及啓発、また、認知症の方々を支える取組について、一層充実されるようお願いしたい。

政策第3、地域とともに学び続け、広がる未来を目指してについてであります。

児童生徒の学習意欲の向上、家庭学習の定着に向けた公設学習塾の運営や、認定こども園における体験農園事業や英語体験など、特色ある教育が一層充実されるよう期待するものであります。

町外の高校に通学する交通費などの支援策は、子ども自身が希望する進路の選択肢を広げる機会や、子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減につながり、新たな取組として期待するものであります。

政策第4、活力ある産業とにぎわいを目指してについてであります。

農業は地域経済を支える基幹産業であり、持続的な発展をしていくことが大切です。このため、農業基盤の整備や環境保全型農業、担い手の育成や作業の効率化に向けた取組、ブランド力の強化など、産地競争力のある農業づくりの推進に向けて努力願いたい。

次に、商工業では、経営者の高齢化や後継者不足などの大きな課題がある中、今後において小規模事業者の発展や町内で事業活動が継続できるよう、商工会や関係者と議論を重ね、町内事業者の振興を目的とした具体的な支援策を盛り込んだ実効性のある条例の制定を進めていただきたい。

政策第5、みんなでつくる、住みたいまちを目指してについてであります。

少子高齢化が急速に進展する中、今後も人口減少傾向が予想され、定住対策が喫緊の課題であります。拡充された個人住宅の購入費用、リフォーム工事費用等の支援策は、他の地域からの移住促進や町内在住者の定着に向けた取組として大きく期待するものであります。実施に当たり、若年・子育て世代への助成や、保育・教育などの子育て支援とリンクした多様な施策が活用されるよう、町内外に広く情報発信に努めていただきたい。

次に、公共施設の維持管理において、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な修繕の実施のほか、長期的な視点で施設の維持管理に努めていただきたい。

政策第6「誰もが躍動する共奏のまちを目指して」についてであります。

「奈井江版生涯活躍のまち」事業で、一般社団法人ないえ共奏ネットワークが主として担う各事業において、奈井江町の魅力づくりやまちの活性化に向けた取組は、これからのまちづくりに大きく期待するものであります。

本町特有の地域資源を最大限に生かすとともに、地域住民との情報共有や参加促進を図りながら事業展開に努めていただきたい。

以上が、奈井江町第7期まちづくり計画に関する調査特別委員会の審議の概要であります。「みんなで奏でる おもいやりのまち」をテーマとした、住民同士の心のつながりが共鳴し合い、未来の奈井江町がこれまで以上に優しさあふれる、町民と一体となったまちづくりが進みますよう期待し、特別委員会の報告といたします。

●議長

付託議案第10号「奈井江町第7期まちづくり計画基本構想について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

付託議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

(10時23分)

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(10時24分)

●議長

日程第6、報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画（第9期）の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。改めまして、定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書No.1の1ページをお開きください。

報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の一部変更について」。

奈井江町高齢者福祉計画（第9期）の一部を変更したので、次のとおり報告する。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

本計画は、老人保険法及び介護保険法に基づく計画として、令和6年度から令和8年度の第9期計画として作成したものでありますが、令和7年度、8年度においてサービス見込数等について一部変更が生じたため、町議会に報告するものであります。

概要について、担当参事に説明させますので、よろしくお願いいたします。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

おはようございます。

報告第1号、奈井江町高齢者福祉計画の一部変更につきまして、概要をご説明申し上げます。定例会資料No.1の1ページをお開きください。

計画の変更理由につきまして、介護保険給付対象の施設サービスについて、令和7年度に介護老人保健施設の廃止及び介護老人福祉施設の20床増床を計画しておりましたが、近隣市や都市部の急速な高齢化率の上昇等の影響により、要介護度が高い方の入所問合せや申請が増加しており、現計画の「介護老人福祉施設の増床」では、当地域の高齢者の入所数確保が困難になることから、広域型の介護老人福祉施設の増床ではなく、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の20床増床へ変更したものであります。

このことにより、空知中部広域連合管内市町在住の要介護認定者だけが入所できる20床を確保することになります。

計画の変更に当たりましては、空知中部広域連合のサービス運営委員会及び計画等策定検討委員会、中空知高齢者保健福祉圏域連絡協議会への意見聴取、北海道への意見照会、奈井江町地域包括ケア推進委員会を経て、変更について差し支えない旨の意見を得ております。

2ページをご覧ください。

上段、右側のグラフ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、令和7年度途中からサービス利用人数が増加となり、介護老人福祉施設、その下のグラフですけれども、そちらのほうは微増というふうに推計しております。

3ページから6ページまでは変更前、7ページから10ページまでは、変更後の給付費の推計を記載してございます。

施設サービスから地域密着型サービスに変更したことによる、標準給付費見込合計額は、3年間の計画期間中に大きな乖離はなく、介護保険料の変更もございません。

以上、高齢者福祉計画の一部変更概要についてご報告させていただきました。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みといたします。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(10時28分)

●議長

日程第7、報告第2号「奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No.1の2ページをお開きください。

報告第2号「奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定について」。

令和7年度から令和11年度までの5年間の奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第3期）を策定したので、次のとおり報告する。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の第3期計画であり、町議会に報告するものであります。

概要について、担当参事に説明させますので、よろしくお願いいたします。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

報告第2号、奈井江町子ども・子育て支援事業計画の内容について、別冊でお配りしております計画書により概要をご説明申し上げます。

計画書1ページをご覧ください。

第1章、計画の策定、第1節、計画の策定の目的ですが、第1節の下から7行目に

ざいます「地域社会全体で子どもと、子どもの成長の重要な基盤である子育て家庭を支援し、子どもの健やかな成長を総合的に支援する」ことと、「社会全体で支援する体制づくりを整備する」ことを目的としております。

第2節、計画の位置づけにつきましては、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間としており、策定に当たり「奈井江町まちづくり計画」、「奈井江町教育ビジョン」等、既存の計画との整合性を図り、子ども・子育て会議において協議を進め、子育て支援体制を総合的、一体的に進める計画としております。

3ページをご覧ください。

第2章、計画の基本的な考え方の第1節、基本理念ですが、これまでの考え方を踏襲するとともに、安心して子育てができるまちづくりを進めるため、「みんなでいっしょに子育て応援、未来へつなぐまちづくり」としております。

6ページをお開きください。

基本理念を受け、本計画における基本的な視点を4点載せてございます。

(1) 地域で子育てする視点。

家庭、関係者、地域や企業、行政が一体となって子育てができるよう進めます。

(2) 時代を担う長期的な視点。

個性豊かに生きる力を伸ばせるよう学校、家庭、地域の教育力向上への支援を充実させます。

(3) 健康を重視する視点。

保健・医療サービスの充実を図り、安心して子どもを生み育てるまちづくりを進めます。

(4) 子どもからの視点。

子どもたちの意見を聴きながら、ニーズを把握し取組を進めます。

7ページから11ページにかけましては、奈井江町の子どもと子育て家庭の現状と課題として、少子高齢化の状況、人口動態、世帯類型等の推移、女性の就業状況等を記載しております。

令和6年3月末において本町の人口は4,776人、1世帯当たり人数は1.83人と減少し、単独世帯が増加、さらに少子高齢化も進んでおります。

9ページをご覧ください。

9ページの下段のグラフにあるように、令和2年国勢調査結果から、出産・育児期に当たる20代後半から30代での女性の就業率が非常に上がっており、晩婚傾向または未婚、育児期に離職せず就業を継続する人が増えていることが考えられます。

11ページをご覧ください。

出生数の推移ではありますが、ほぼ横ばいで推移しております。統計報告上、令和3年までしか載せてございませんが、令和4年は16人、令和5年は21人、令和6年は若干下がっておりますが、15人の出生数というふうになってございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

第2節、ニーズ調査から見た奈井江町の子育て環境についてであります、「子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思ふ事」として、就学前児童及び小学生児童の保護者、双方において「遊び場の整備」、「経済的支援の充実」、「小児医療体制の充実」が上位を占めております。

14ページ、15ページにおいては、教育・保育に求めることとして、調査を行いましたので、これらを参考に支援を行ってまいりたいと考えております。

16ページから19ページにわたっては、現在の保育、保健医療、その他のサービス状況を載せております。

16ページの中段の表、認定こども園の利用者数の推移では、利用数に若干の減少がありますが、今後も令和5年度と同等程度、100人前後の利用が続くというふうに見込んでおります。

18ページをお開きください。

8の「放課後児童健全育成事業」では、令和5年度において児童登録数が53人、1日平均22名が利用しており、特に3年生までの利用ニーズが高い状況になっております。

21ページをご覧ください。

第4章「分野別施策の展開」では、4つの基本目標を置き、22ページ、23ページの見開きをご覧ください。

基本目標ごとに施策の目標を設定し、子育て支援に係る各事業を体系化しており、「子育てをみんなでサポート」では、こども家庭センターの設置を含む子育て支援サービス、認定こども園や学校等での教育・保育の充実についての事業を、「明るく元気な子どもをみんなでサポート」では、虐待・いじめ対策に関連する関係機関の連携強化や、児童生徒の居場所づくり等の児童生徒の健全育成に関する事業を、23ページになりますが、「のびのび健やかに生み育てる環境づくり」では、妊娠前から出産、育児に至る保健・福祉・医療・食育・生活等に関する事業を、「子どもはまちづくりのパートナー」では、子どもの意見を聴き、子どもがまちづくりに参画できる取組を進めるための事業をそれぞれ整理しております。

24ページから35ページにわたり各事業内容と担当課を記載しており、基本目標ごとに必ず「家庭で大切にしたいこと」を載せており、家庭、行政、地域、関係機関が協働で子育てに取り組んでいくこととしております。

36ページから43ページにわたっては、計画期間中の子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策について、44ページは計画の推進、進行管理について記載してございます。

45ページ以降は、資料といたしまして奈井江町子ども・子育て会議設置条例、委員会名簿、策定の経過を付しております。

以上、子ども・子育て支援事業計画（第3期計画）について、概要報告させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みといたします。

日程第8 議案第1号の上程・説明・質疑

(10時37分)

●議長

日程第8、議案第1号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No.1の3ページをお開きください。

今回の補正は、この後に提案する特別会計及び企業会計の補正予算も含め、事業費の確定などによる精査であり、少額のことを割愛し、金額に大きな変更のあるものを中心に説明をしますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ927万4,000円を追加し、予算の総額を58億8,059万1,000円とするものであります。

第2条、翌年度に繰り越して使用することができる経費については、8ページ、第2表繰越明抛費のとおり、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業698万3,000円、地域防災緊急整備事業270万円であります。

第3条では、9ページ、第3表地方債補正に記載のとおり、役場庁舎複合施設整備事業で60万円を追加し3,240万円、臨時財政対策債で15万8,000円を追加し、655万8,000円としております。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について、歳出より説明いたしますので、議案書の27ページをお開

きください。

1 款議会費では、報酬、役務費等の精査により 5 7 万 1, 0 0 0 円を減額計上。

2 8 ページをお開きください。

2 款総務費では、2 9 ページにわたります、1 項 1 目の一般管理費、「職員の研修・表彰等に要する経費」では、研修料費等合わせて 1 6 9 万 3, 0 0 0 円を減額計上。

3 0 ページにわたります、「その他一般行政に要する経費」では、会計年度任用職員の報酬等、訴訟に関する弁護士委託料等の見込精査により、合わせて 8 6 2 万 4, 0 0 0 円を減額計上。

3 1 ページをお開きください。

下段から 3 2 ページにわたります、「ふるさと応援寄附金事業に要する経費」では、寄附金額の増額を見込み、報償費、役務費、合わせて 1, 5 3 3 万 3, 0 0 0 円を追加計上。

下段から 3 3 ページにわたります「奈井江版生涯活躍のまちに要する経費」では、委託料等の見込精査により、1, 1 5 4 万 4, 0 0 0 円を減額計上。

3 4 ページをお開きください。

下段から 3 5 ページにわたります 4 目の財産管理費、「その他公有財産の維持管理に要する経費」では、町有地の草刈り手数料、東町コミュニティ会館の解体工事の完了等の精査により、1 2 2 万 5, 0 0 0 円を減額計上。

下段から 3 6 ページにわたります、「庁舎の維持管理に要する経費」では、電気料、委託料等の見込精査により、9 7 7 万 9, 0 0 0 円を減額計上。

下段、「庁舎整備等に要する経費」では、旧庁舎解体工事等の見込精査により、2, 3 8 4 万 2, 0 0 0 円を減額計上。

3 9 ページをお開きください。

1 0 目地域振興基金積立金では、ご寄附による積立金 1, 1 9 1 万 7, 0 0 0 円を追加計上。

そのほかの基金についても、積立金の見込精査を行っております。

4 5 ページをお開きください。

3 款民生費に入りますが、1 項 1 目の社会福祉総務費、「障がい者支援に要する経費」では、扶助費等の見込精査により、1, 6 2 2 万 6, 0 0 0 円を追加計上。

4 6 ページをお開きください。

中段、「国民健康保険事業会計繰出金」では、繰出金の見込精査により、1 1 8 万 5, 0 0 0 円を追加計上。

下段から 4 7 ページにわたります、3 目の老人福祉費、「敬老事業に要する経費」では、老人入浴券助成補助金等の見込精査により、1 0 4 万円を減額計上。

下段、「後期高齢者医療保険に要する経費」では、繰出金等の見込精査により、1 8 2 万 3, 0 0 0 円を減額計上。

4 9 ページをお開きください。

中段、8 目の介護保険推進費、「介護保険事務に要する経費」では、空知中部広域連

合負担金等の見込精査により、２６６万３,０００円を追加計上。

下段、２項１目の児童福祉総務費、「保育所広域入所に要する経費」では、広域入所の委託料の見込精査により、１０２万７,０００円を減額計上。

５０ページをお開きください。

「子育て支援事業に要する経費」では、施設型給付費負担金等の見込精査により、１４８万円を減額計上。

５１ページをお開きください。

２目の児童措置費、「児童手当の支給に要する経費」では、扶助費等の見込精査により、６４３万３,０００円を減額計上。

５２ページをお開きください。

下段から５３ページにわたります、４目の認定こども園費、「認定こども園の管理運営に要する経費」では、電気料、業務委託料等の見込精査により、１４６万５,０００円を減額計上。

４款衛生費に入りますが、下段、１項１目の保健衛生総務費、「病院事業会計繰出金」では、繰出金の見込精査により、３,６４３万４,０００円を追加計上。

５４ページをお開きください。

２目の予防費、「母子保健事業等に要する経費」では、各種検診委託料等の見込精査により、１９０万３,０００円を減額計上。

下段から５５ページにわたります、「一般成人病予防事業に要する経費」では、各種検診委託料等の見込精査により、１４８万３,０００円を減額計上。

下段、「その他予防事務に要する経費」では、各種予防接種委託料等の見込精査により、８５５万円を減額計上。

５６ページをお開きください。

「新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費」では、過年度分の償還金等の見込精査により、２８０万７,０００円を追加計上。

５７ページをお開きください。

２項１目の塵芥処理費、「ごみ処理に要する経費」では、一般廃棄物収集運搬委託料、砂川地区保健衛生組合、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金等の精査により１９５万６,０００円を減額計上。

５８ページをお開きください。

６款農林水産業費では、各事業の見込み精査を行っておりますが、１項３目農業振興費、農業担い手育成基金事業に要する経費では、異業種交流、農業応援チャレンジ事業等の補助金見込み精査により２４８万４,０００円を減額計上。

５９ページをお開きください。

農業振興に要する経費では、新規就農者育成総合対策補助金、スマート農業推進事業補助金等の見込み精査により４２６万４,０００円を減額計上。

６０ページをお開きください。

奈井江町地域農業再生協議会に要する経費では、補助金の見込み精査により１０７万

1,000円を減額計上。

環境保全型農業直接支払交付金に要する経費では、交付金の見込み精査により222万2,000円を減額計上。

米穀乾燥調製貯蔵施設施設整備に要する経費では、自主検査装置更新工事費の見込み精査により528万円を減額計上。

下段5目の農地費、道営土地改良事業に要する経費では、負担金及び補助金の見込み精査により486万8,000円を追加計上。

61ページをお開きください。

排水機場維持管理事業に要する経費では、燃料費、運転管理業務委託料等の精査により119万3,000円を減額計上。

62ページをお開きください。

中段、2項1目の林業振興に要する経費では、負担金及び補助金の見込み精査により122万4,000円を減額計上。

林道の維持管理に要する経費では、維持補修に伴う手数料、林道草刈り委託料等の見込み精査により119万4,000円を減額計上。

64ページをお開きください。

8款土木費に入りますが、下段2項1目の道路維持費、道路の維持管理に要する経費では、改修工事の完了に伴う精査により742万5,000円を減額計上。

65ページをお開きください。

下段から66ページにわたります3項2目の水防費、防災に要する経費では、地域防災緊急整備事業に伴う備品購入費等で245万3,000円を追加計上。

下段、4項2目の下水道費、下水道事業会計繰出金では、繰出金の見込み精査により442万2,000円を追加計上。

10款教育費に入りますが、72ページをお開きください。

5項3目の公民館費、公民館の管理運営に要する経費では、電気料、工事請負費等の見込み精査により329万8,000円を減額計上。

下段から73ページにわたります5項4目の図書館費、図書館の管理運営に要する経費では、地域おこし協力隊の活動費等の見込み精査により150万2,000円を減額計上。

下段から74ページにわたります、5目の文化ホール費、文化ホールの管理運営に要する経費では、電気料等の見込み精査により125万5,000円を減額計上。

下段から75ページにわたります6項3目の学校給食費、学校給食に要する経費では、砂川市学校給食センターへの負担金等の見込み精査により338万5,000円を追加計上。

76ページをお開きください。

下段から77ページにわたります12款職員費、職員給与等に要する経費では、人件費の見込み精査により604万4,000円を減額計上しております。

次に、歳入の説明をいたしますので、12ページをお開きください。

1 款町税 1 項町民税では、見込み精査により、個人・法人合わせて 1,539 万 1,000 円を追加計上。

2 項固定資産税では、1,612 万 2,000 円を追加計上。

3 項軽自動車税では、61 万 1,000 円を追加計上。

13 ページをお開きください。

4 項町たばこ税では、187 万 4,000 円を追加計上。

5 項都市計画税では、29 万 2,000 円を追加計上。

11 項地方交付税では、見込み精査により 5,576 万 3,000 円を追加計上。

14 ページにわたります 13 項分担金及び負担金では、認定こども園保護者負担金等の見込み精査により、合わせて 110 万 5,000 円を追加計上。

14 ページから 15 ページにわたります 14 款使用料及び手数料では、高齢者生活福祉センター使用料等、各費目により見込み精査行い、合わせて 71 万 9,000 円を追加計上。

17 ページにわたります 15 款国庫支出金では、地方創生推進交付金のほか、各種事務・事業補助金等の見込み精査により、合わせて 494 万 3,000 円を減額計上。

18 ページから 21 ページにわたります 16 款道支出金では、障害者自立支援給付費等負担金のほか、各種事務事業費補助金等の見込み精査により、合わせて 234 万円を減額計上。

22 ページにわたります 17 款財産収入では、町営住宅貸付収入、各基金運用収入の見込み精査及びショベルローダーの売り払い収入により、合わせて 81 万 2,000 円を追加計上。

18 款の寄附金では、ふるさと応援寄附金の増額分 2,500 万円、企業版ふるさと納税として、北海道パワーエンジニアリング株式会社様、株式会社アンビックス様、タレントスクエア株式会社様、株式会社セコマ様、ホクレン農業協同組合連合会様、一般寄附分として、青木忠夫様、マスイ企画株式会社様、増井まみ様、遠藤貴與孝様、合わせて 325 万円、合計で 2,825 万円を追加計上しております。

19 款繰入金 1 項 1 目の地域振興基金繰入金では、教育備品、認定こども園備品、国際交流事業充当の精査等により 106 万 3,000 円を追加計上。

3 目の森林環境譲与税基金繰入金では、森林整備事業充当の精査により 11 万 3,000 円を減額計上。

4 目の役場庁舎整備基金繰入金では、充当財源の見込み精査により 564 万 2,000 円を減額計上。

6 目の農業担い手育成基金繰入金では、事業費の見込み精査により 248 万 4,000 円を減額計上。

23 ページ、7 目の公共施設整備等基金繰入金では、東町コミュニティ会館解体工事、町民プール・公民館の修繕等の確定により 333 万 9,000 円を減額計上。

25 ページにわたります 21 款の諸収入では、雑入など合わせて 429 万 4,000 円を減額計上。

26ページにわたります22款の町債1項1目の過疎債では、各事業費の見込み精査により3,780万円を減額計上。

2目の公共施設等適正管理推進事業債では、役場庁舎整備事業の確定により1,270万円を減額計上。

3目の緊急自然災害防止対策事業債では、事業費の確定により60万円を減額計上。

4目の緊急防災・減災事業債では、社会教育センター空調設備、非常用発電機更新工事の完了により770万円を減額計上。

5目の臨時財政対策債では、金額の確定により15万8,000円を追加計上しております。

なお、以上におけます歳入歳出の差7,525万3,000円につきましては、歳入22ページの財政調整基金繰入金を3,071万3,000円減額計上。

歳出38ページの財政調整基金積立金のうち4,454万円を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

●3番

歳出のほう、少しお聞きしたいと思います。

31ページにふるさと応援寄附金事業で報償費や役務費で1,530万円ほど追加しております。寄附金の返礼品等の関係だと思えるんですけども、寄附金は令和6年12月末で1億600万円程度というようなお話だったんですけども、最終的にどのぐらいの見込みになるのかをお伺いしたいと思います。

それと、同じく31ページですけども、奈井江版生涯活躍のまちで、旅費から負担金、合わせて1,150万円ほど減額をしておりますけれども、事業精査は分かりますが、どういう内容での減額になったのかを教えてください。

それと、35ページ、庁舎の維持管理の部分で、ここでも需用費から使用料まで合わせて970万円ほど減額されておりますけれども、この中で委託料が去年で見たら、なんか10万円ちょっとぐらいの減額だったんですけども、今回多いんですね。577万9,000円。この内容を教えてください。

それと、最後、55ページになりますけれども、その他の予防事務で委託料で855万円減額になっているんですけども、これ確か当初は1,356万4,000円だったと思うんですけども、補正があるかどうか、そこまで確認していないんですけども、今回、減額が昨年の方と、去年は330万円程度だったのが850万円というような大きな金額になっています。なぜこうなったのかお教えてください。

以上です。

●企画財政課長

まず、ふるさと応援寄附金の関係でございます。

現時点で、寄附金額の見込み金額は1億1,000万円を見込んでおりまして、それに基づく歳出補正をさせていただいたということでございます。

それと、生涯活躍のまちの減額理由ということでございますけれども、これにつきましては、当初人材を採用していきたいという思いで、ずっと採用の作業も進めてきたところですが、なかなかいい人材が見つからなかったということもございまして、今年度中の採用には至らなかったということでございますけれども、来年度に向けて、やっと人材が2名ほど採用できたということでございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、今回の減額につきましては2名分の人件費分を減額させていただいたということでございます。

●総務課参事

議案35ページの庁舎の維持管理に要する経費の委託料の減額が昨年と比べて大きいということに関しての答えをさせていただきます。

今回、減額の主なものといたしましては、雪が少なかったことから、役場の駐車場、それから駐車場が減少していることによります病院と関係する駐車場の排雪の経費を見込んでおりましたが、こちらが410万円ほど減額になったこと。それとあわせまして、庁舎移転直後ということで、今年度保守の業務を見込んでおりました空調設備の保守、それから受水槽の清掃点検、こちらについて、本年度、初年度ということで実施しなくても大丈夫ということを確認いたしましたので、その分でそれぞれ120万円と17万円という形で使用せずに減額させていただいたところでございます。

●保健福祉課参事

議案の55ページのその他予防事務に要する経費ということで、予防接種に関する委託料が主に落ちております。これにつきましては、当初から、補正を途中でいたしまして、新型コロナワクチンに要する予防接種の委託料分を追加計上しております。その額が1,332万9,000円ということで、実績といたしましては、接種率が見込みよりも少なかったということでございまして、見込みが594万8,000円ほどということですので、その差額分が738万1,000円ほどがございまして、そのほか、インフルエンザですとか带状疱疹、風疹抗体検査等を含めまして、合わせて855万円ほどになってございます。

●議長

休憩します。

(休憩)

(8 . 3 番篠田議員の質問・答弁)

(1 0 時 5 5 分)

●議長

会議を再開します。失礼しました。

篠田議員、よろしいですか。3 番篠田議員。

●3 番

生涯活躍の町、人件費の2 名分だというお話でしたけれども、委託料の6 9 0 万の減額、これも協力隊なんですか。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

共奏ネットワークへの委託料を減額したということでございまして、その人件費分に当たるということでございます。

●議長

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、この時計で１０分まで休憩いたします。

(休憩)

(１１時０２分)

日程第９ 議案第２号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１１時１０分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第９、議案第２号「令和６年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書№.１の８０ページを開きください。

議案第２号「令和６年度国民健康保険事業会計補正予算（第３号）」についてご説明いたします。

第１条において、歳入歳出それぞれ２０４万９,０００円を減額し、予算の総額を１億８,７６８万５,０００円とするものであります。

令和７年３月４日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明いたしますので、８８ページをお開きください。

８９ページにわたります１款総務費では、広域連合負担金等の見込み精査により２１７万８,０００円を減額計上。

９０ページ４款諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金等の見込み精査により７万４,０００円を追加計上しております。

続いて、歳入について説明いたしますので、８５ページをお開きください。

１款国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査により８８４万５,０００円を減額計上。

２款使用料及び手数料では、督促手数料の見込み精査により３万５,０００円を減額計上。

下段から８６ページにわたります３款財産収入では、基金利子の見込み精査により５万９,０００円を追加計上。

４款繰入金では、一般会計繰入金、広域連合会計繰入金の見込み精査を行っております。

下段から８７ページにわたります６款諸収入では、診療施設補助金などの見込み精査により４万９,０００円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差につきましては、８６ページ、国保基金繰入金を５６０万円追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１０ 議案第３号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１１時１３分)

●議長

日程第１０、議案第３号「令和６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No.1の91ページをお開きください。

議案第3号「令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ57万1,000円を追加し、予算の総額を1億1,136万1,000円とするものであります。

令和4年3月4日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明いたしますので、97の1ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込み精査により61万7,000円を追加計上しております。

続いて、歳入について説明いたしますので、96ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により220万2,000円を追加計上。

3款繰入金では、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金の見込み精査により163万1,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 1 5 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 4 号「令和 6 年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書 No. 1 の 9 8 ページを開きください。

議案第 4 号「令和 6 年度下水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

第 2 条、業務の予定量の補正では、建設改良事業において、管路建設工事、流域下水道建設負担金合わせて 3 8 2 万 7, 0 0 0 円を減額。

第 3 条、収益的収入及び支出の補正では、収入第 1 款下水道事業収益において 2 9 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額 4 億 1, 9 9 4 万 5, 0 0 0 円。

支出第 1 款下水道事業費用において 6 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、総額 3 億 7, 1 6 4 万 8, 0 0 0 円。

下段から 9 9 ページにわたります第 4 条、資本的収入及び支出の補正では、収入第 1 款資本的収入において 3 9 7 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額 3, 2 4 2 万 2, 0 0 0 円。

支出第 1 款資本的支出において 3 5 1 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額 2 億 5, 0 3 7 万円としております。

令和 4 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について収益的支出からご説明いたしますので、1 0 2 ページをお開きください。

下段、下水道事業費用、営業費用では、1 目管渠費で委託料の見込み精査により 4 7 万 3, 0 0 0 円を減額計上。

4 目総係費では、北海道自治体情報システム協議会負担金の見込み精査により 1 0 万 7, 0 0 0 円を追加計上するなど、合わせて 2 1 万 7, 0 0 0 円を減額計上。

営業外費用では、1 目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債の見込み精査により 4 2 万 1, 0 0 0 円を減額計上しております。

続いて、上段の収益的収入について説明いたします。

下水道事業収益の営業収益では、1目下水道使用料の見込み精査により149万9,000円を減額計上。

営業外収益では、2目他会計補助金の見込み精査により442万2,000円を追加計上しております。

次に、資本的支出について説明いたしますので、103ページをお開きください。

下段、資本的支出建設改良費の1目管路建設費では、汚水柵施設工事、個別排水処理施設設置工事の精査により323万8,000円を減額計上。

2目流域下水道建設費負担金では、石狩川流域下水道事業建設費負担金の精査により58万9,000円を減額計上。

企業債償還金では、建設事業債元金償還金及び資本費平準化債元金償還金の精査により、合わせて31万2,000円を追加計上。

続いて、上段の資本的収入においては、1項企業債の精査により430万円を減額計上。

2項負担金等では、受益者負担金32万5,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 2、議案第 5 号「令和 6 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書 No. 1 の 1 0 4 ページを開きください。

議案第 5 号「令和 6 年度病院事業会計補正予算（第 2 号）」の概要について説明いたします。

第 2 条、業務の予定量の補正では、建設改良事業において、エックス線テレビシステムほかで 2 万 2, 0 0 0 円を減額。

下段から 1 0 5 ページにわたります第 3 条、収益的収入及び支出の補正では、収入第 1 款病院事業収益において 3, 8 0 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、総額 8 億 5, 1 4 8 万 7, 0 0 0 円。

支出第 1 款病院事業費用において 2 3 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額 8 億 4, 1 5 8 万 6, 0 0 0 円。

第 4 条、資本的収入及び支出の補正では、収入第 1 款資本的収入において 1 0 8 万円を追加し、総額 1 億 2, 7 5 3 万 2, 0 0 0 円。

支出第 1 款資本的支出において 8, 0 0 0 円を減額し、総額 1 億 5, 2 9 3 万 4, 0 0 0 円。

1 0 6 ページを開きください。

第 5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費 1 1 6 万 2, 0 0 0 円を減額し、総額 4 億 8, 8 5 0 万 2, 0 0 0 円としております。

令和 4 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について収益的支出からご説明いたしますので、1 1 2 ページをお開きください。

病院事業費用、医業費用の 1 目給与費では、人件費の見込み精査で、合わせて 1 0 3 万円を減額計上。

2 目材料費では、薬品費等の見込み精査により 1 0 9 万 8, 0 0 0 円を追加計上。

1 1 3 ページをお開きください。

3 目経費では、光熱水費、修繕費等の見込み精査により 1 7 万円を追加計上。

6 目資産減耗費では、医療機器・設備等除却により 2 9 7 万 8, 0 0 0 円を追加計上。

7目研究研修費では、旅費等の見込み精査により81万7,000円を減額計上。

医業外費用の1目支払利息及び企業債取扱費では、見込み精査により17万3,000円を減額計上。

3目サービス付高齢者向け住宅費では、人件費等の見込み精査により23万6,000円を減額計上。

5目雑損失では、薬品処分に伴う損失として45万円を追加計上。

続いて、収益的収入について説明いたしますので、110ページをお開きください。

病院事業収益の医業収益では、患者数の増減等により、合わせて1,483万4,000円を減額計上。

111ページにわたります医業外収益では、国民健康保険調整交付金、一般会計負担金、職員及び出張医師の給食料、サービス付高齢者向け住宅の入居費等、長期前受金戻入の精査により、合わせて4,904万5,000円を追加計上。

下段、特別利益では、医師住宅売却益381万5,000円を追加計上しております。

次に、資本的支出について説明いたしますので、114ページをお開きください。

下段、資本的支出建設改良費では、資産購入費の精査により2万2,000円を減額計上しております。

上段、資本的収入においては、一般会計繰入金、国民健康保険調整交付金、医師住宅売却貸金、合わせて108万円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案一括上程

(1 1 時 2 5 分)

●議長

日程第 13、議案第 11 号「奈井江町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 12 号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 14 号「奈井江町にわ山森林自然公園設置条例の一部を改正する条例」

議案第 6 号「令和 7 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 7 号「令和 7 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 8 号「令和 7 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 9 号「令和 7 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 10 号「令和 7 年度奈井江町国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、8 議案を一括議題といたします。

令和 7 年度町政執行方針

(1 1 時 2 6 分)

●議長

この際、町長に令和 7 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

令和 7 年第 1 回奈井江町議会定例会の開催に当たり、令和 7 年度の町政執行について、私の所信を申し上げます。

人口が 5,000 人を下回る中で、各界各層、多くの皆さんから意見をいただきながら、昨年、次の 10 年を見据えた第 7 期まちづくり計画を策定いたしました。

国では、10 年前に地方創生を開始して以降も、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからず、物価高騰や地域経済の低迷、地域コミュニティの衰退など、社会情勢が急速に変化する中で、地方創生 2.0 が始動いたしました。

地方創生 2.0 では、人口減少を受け止めながら、人口規模が縮小しても経済の成長や社会を機能させる適応策を講じていくこととしており、これからの地方自治体には、

より一層、地域の特性を生かしながら、少子高齢化や人口減少の進展に的確に対応していくことが求められると、日々、実感をしているところであります。

第7期まちづくり計画では、まちづくりのテーマに包含されるように、「多様な交流を通して誰もが活躍すること」、「より一層やさしさとおもいやりのあふれるまち」への思いを込めて策定したところでありますが、この思いを町民の皆さんに広めながら、「ないえ」らしさを発揮できる事業にチャレンジし、20年先、30年先まで持続可能なまちを目指して、新たなまちづくりを推進してまいります。

それでは、令和7年度の主な施策について申し上げます。

1. 誰もが躍動する共奏のまちを目指して。

生涯活躍のまち事業の開始から3年が経過し、一般社団法人ないえ共奏ネットワークを中心に着実に事業を推進しております。引き続き、仕事を頼みたい人と働きたい人をつなぐ「しごとコンビニ」を中心に、「まちじゅう音楽事業」や関係人口、交流人口づくり、空き家・店舗対策などに取り組んでまいります。

また、新たな取組では、ふるさと納税の中間処理業務をないえ共奏ネットワークが担うとともに、学校給食の米飯事業についても町内事業者から継承してまいります。

誰もが活躍できる就労の創出と定住促進。

認知度を上げてきた「しごとコンビニ」事業は、登録者も100名を超え、着実に人材確保も進んでおり、多種多様な仕事に対応できるようスキルアップ研修を行いながら収益性の向上に努めてまいります。

また、空き家・空き店舗対策では、チャレンジコンテストの参加者など人とのつながりを広げながらパイロット事業を行うとともに、特産品の開発支援など既存の事業者とも連携し、新たな仕事の創出に努めてまいります。

誰もが健康で、安心して暮らせるまちづくりの確立。

好評をいただいているコンディショニング事業においても、引き続き、地域おこし協力隊により、幼児から高齢者までの幅広い世代の健康づくりを推進してまいります。

また、少子高齢化などによる町内会役員の担い手不足や自治会離れ等、地域活動の停滞・形骸化が進んでいることから、アンケート調査や住民議論を踏まえながら、新たな地域コミュニティの方向性を町民のみなさんとともに議論してまいります。

地域資源を活かしたまちづくり。

まちじゅう音楽事業では、全国屈指の音楽専用ホールを有する文化ホールが「まちじゅう音楽」を体現する拠点として、これまで築き上げてきた30年の歴史に、さらに進化した施設となるよう検討してまいります。

また、昨年開設したゲストハウスは、インバウンド需要も含め、一定の集客となっております。

年間を通した利用状況の分析を行うとともに、ホームページ、SNSを活用しながら情報発信を強化し、持続的な集客に向けて取り組んでまいります。

2. 豊かな自然の中で、安心・安全な暮らしを目指して。

防災・生活環境の整備。

防災と交通安全対策。

全国各地で自然災害が発生しており、防災に対する備えと対策の充実が必要となっていることから、町民を対象とした防災セミナーを開催し、防災意識の高揚に努めてまいります。

災害などの発生時には、町民に対して速やかな情報伝達を行うことが、生命や財産を守るうえで重要であることから、防災行政無線設備の整備やＪアラート受信設備の更新を行います。

交通事故の撲滅に向けては、交通安全協会など関係団体との連携により、各種交通安全運動を展開するほか、引き続き、高齢者の運転免許証自主返納の取組を進めてまいります。

空き家対策。

高齢化の進展により、町内でも空き家が増加傾向にあることから、空家等対策計画に基づき、空き家の利活用や解体などの総合的な対策に取り組むとともに周囲の生活環境に危害を及ぼす可能性の高い特定空家等の解体助成を実施してまいります。

地域公共交通の充実。

持続可能な交通体系を確立していくため、昨年９月に取りまとめた、多世代共生型交通システム構築に係る基本構想に基づき、町民の皆さんにとって、より分かりやすく、使いやすい生活の足となるよう、路線等のアップデートを行うとともに、より多くの皆さんに地域公共交通に利用していただくための取組を進めてまいります。

公営住宅の管理。

経年劣化に伴う修繕のほか、桜ヶ丘団地のエレベーター更新など、計画的な施設維持管理に努めてまいります。

また、老朽化した公営住宅の建て替えや集約化を推進するため、入居者からの住み替えに対する意見聴取や転居に関する不安解消への取組を推進してまいります。

道路環境の維持。

道路については、安全に通行できる環境を維持するため、破損状況に応じた補修を継続して行うとともに、東町第２団地４号線ほか、道路改修工事や西３条通り（口）道路改修工事等を行い、安全性の向上に努めてまいります。

道路照明についても、通学路に配慮しながら街路灯の修繕やＬＥＤ化への計画的な更新を進め、防犯強化と省エネルギー化に努めてまいります。

公園の整備。

子どもたちの遊び場や、地域住民のコミュニケーションの場である公園が皆さんに気持ちよく利用していただけるよう、適期に草刈を行い、適正な管理に努めてまいります。

また、寿運動公園において、多目的グラウンドやパークゴルフ場の修繕を行い、子どもから大人まで多くの方々に利用される公園として、環境整備を進めてまいります。

環境衛生対策の充実

本町のごみの排出量は減少傾向にあるものの、一人当たりのごみ排出量は、他の市町に比べて多い状況にあることから、町の広報紙やホームページを通じて、ごみの減量化

について呼びかけてまいります。

子どもたちの提案で始まった「全町一斉クリーン作戦」は、今年で１５回目を迎えます。クリーン作戦を継続し、子どもたちの思いを未来につなげるとともに、カーボンニュートラルの目標に向けて地球温暖化防止や自然環境の保護など、環境意識の醸成に努めてまいります。

３．ともに支え合い、健やかに心豊かな暮らしを目指して。

健康づくりの推進。

健康増進や疾病予防対策の推進。

全ての町民が健康でいきいきと心豊かに生活を送るために策定した「第２次奈井江すこやかプラン２１（奈井江町健康づくり計画）」に基づき、特定健診や各種検診、受診勧奨など、健康増進や疾病予防対策を行うとともに、栄養指導や運動指導、健康教室等により、町民一人一人の健康への関心を高め、健康増進や生活習慣改善に取り組んでまいります。

本町の死亡率が高い乳がん、子宮がん、大腸がんについては、検診の同日実施や無料クーポン券の配布を継続するとともに、子宮がん検診については、新たに４０歳を対象に加え、受診率の向上を図り、がんの早期発見に努めてまいります。

感染症等の疾病予防対策。

様々な感染症の蔓延防止や重症化予防に向けて、予防に対する知識の普及啓発を行うとともに、新型コロナウイルスワクチン接種について、医療機関との連携を図りながら接種時期、ワクチン費用の助成について検討してまいります。

令和７年度から定期接種となる帯状疱疹ワクチン接種は、既に任意接種として実施している５０歳以上を対象に、接種費用の一部を助成いたします。

また、国や道の新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに伴い、本町の行動計画を見直し、新興感染症対策に取り組んでまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。

高齢者の疾病予防や重症化予防、介護・フレイル予防のため、健全な食生活や運動等の普及啓発を目的とした各種事業や認知症及び閉じこもり、うつ予防など、各種介護予防対策に取り組んでまいります。

また、後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保健事業、介護保険の地域支援事業を一体的に実施することで、効果的な保健・医療・介護の適切なサービス提供につなげ、健康寿命の延伸を目指します。

心の健康づくり対策。

心の健康問題が重要視される中、これまで実施してきた心の相談窓口やメンタルヘルスに関する普及啓発に加え、新年度は「第２次いのちを守るネットワーク推進計画（自殺対策計画）」を策定し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、心の健康づくり対策をさらに充実してまいります。

医療・介護・福祉の推進。

町立国保病院の安定した経営。

近年、町立国保病院では、人件費や物価高騰など社会情勢の急速な変化により、病院経営は厳しさを増しておりますが、令和５年度に策定した経営強化プランを基本に、職員が経営参画に対する意識を向上させながら、一丸となり、経営改善に取り組んでおり、徐々にではありますが、その効果は表れています。

また、医師の確保は、地域医療を支える現場において大きな課題となっておりますが、医育大学や関係医療機関とのネットワークを大切にしながら安定的な医療の提供に務めるほか、本年度においては高圧受電設備や医療ガス供給装置の改修や医療用画像管理システムなどを更新してまいります。

全国の自治体病院では、医師をはじめとする医療従事者の確保や患者数の減少により、持続可能な地域医療の構築が急務となっております。

中空知の二次医療圏域では、国のモデル推進区域の指定を受け、将来を見据えながら、各医療機関の連携や病床機能の在り方などについて議論を交わし、新たな「地域医療構想」を策定していくこととしています。

町立国保病院においても協議に参加するとともに、地域医療の在り方についての検討や議論を重ねてまいります。

地域包括ケアシステムの推進。

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、第９期高齢者福祉計画を基に、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が、一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでまいります。

地域住民や町内会、ボランティア団体の多様な主体と行政等が互いに協力し、共に支え合う地域共生社会を築いていくことを目指し、地域住民主体のサロン活動やボランティア、見守り活動等、住民同士の支え合い活動が広がるよう、高齢者を支えるネットワークを構築してまいります。

また、認知症施策として、認知症に対する正しい知識及び理解を深めるため、認知症ケアパスの活用や権利擁護制度の普及啓発、認知症サポーター養成講座等の開催や認知症の支援者と認知症の方をつなぐチームオレンジの活動を推進してまいります。

地域福祉の推進。

第１期奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画に基づき、今後も多様化、複雑化する生活課題に対し、行政、社会福祉協議会、関係機関、地域住民が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、令和８年度からの第２期計画の策定に取り組んでまいります。

障害者支援においては、「おもいやりの障がい福祉条例」の理念の下、障害に対する町民の理解や障害者との交流を深めるため、北翔大学との連携事業などを進めてまいります。

また、第５期障がい者福祉計画に基づく障害者の地域移行の推進や雇用、就労を促進するための助成事業の実施など、障害者の社会参加の支援、促進に努めてまいります。

国民健康保険税の改正。

国民健康保険税については、令和１２年度の全道保険料統一を見据え、北海道国民健

康保険運営方針に基づき、市町村に示される標準保険料率に近づけるため、2年ごとに段階的な税率改正を進めてまいります。

子育て支援の充実。

妊娠・出産・子育て世帯への支援。

子育てに係る関係機関が役場庁舎に集約されたことから、子育て世代へのサポート体制をより深め、切れ目のない子育て支援、相談体制のさらなる充実を図り、こども家庭センターの設置に向けた議論を進めてまいります。

子どもの誕生を祝い、道産木材を使用した楽器などのプレゼントを贈るとともに、ゼロ歳から3歳までの子育て世帯に紙おむつ用のごみ袋を配布する「お誕生おめでとう事業」を新たに実施します。

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理を行えるよう、思春期教育等を通じ、プレコンセプションケアの普及に努めてまいります。

また、妊婦一般健康診査超音波検査の助成を引き続き継続するとともに陣痛タクシー事業の実施、産後ケア事業の拡充により、安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援してまいります。

さらには、子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができるよう18歳高校生——までを対象とした子ども医療費無料化や学校給食費の全額無償化を継続するとともに、子どもたちが将来になりたい道へ進む選択肢を広げるため、町外の高校へ通学する生徒に対する通学費の半額助成を新たに取り組むなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を拡大してまいります。

保育・教育環境の充実。

認定こども園では、一人一人の成長、発達を捉え、個性を大切にしながら質の高い保育の提供に努めています。

子どもの健康、豊かな情操を育むため、リズムに合わせて体を動かすリトミックを4歳から5歳児で新たに実施するほか、英語教育や運動、食育など、保育の充実や幼・小・中・高の連携による相互交流など特色ある教育を推進してまいります。

また、国における3歳児以降等の保育料無償化に加え、町独自の2歳児までの保育料軽減措置を継続してまいります。

4. 地域とともに学び、広がる未来を目指して。

子どもたちは、まちづくりのパートナー。

子どもたちの意見が生かされる機会を持ち、協働のまちづくりを進めるため、小中高の3校で、「町長と語る会」を開催します。

また、奈井江商業高校の各種検定料助成のほか、まちの活性化を考える地域探求活動や岡山県立高梁城南高校との交流に係る活動費の支援など子どもたちの成長を支えます。

5. 活力ある産業とにぎわいを目指して。

農林業の振興。

農業の振興。

令和6年産の水稻については、5月下旬から6月上旬にかけての低温による影響が心

配されたものの、その後は概ね天候にも恵まれ、本町を含む北空知の作況指数は、北海道全体と同じ１０３の「やや良」となりました。

本町の農産物は農業者のたゆまぬ努力によって、市場や消費者から高い評価を得ているところであり、引き続き、産地ブランド確立支援事業、スマート農業推進事業などの側面的支援を実施してまいります。

また、令和６年度に着手した米穀乾燥調製貯蔵施設の設備更新については、令和７年産の集出荷からの運用開始に向けて下見検査装置等の更新を行い、品質管理や作業効率の向上を図るとともに、ＪＡ新すながわと連携し、「ないえ産米」のブランド力のさらなる強化に努めてまいります。

国では、令和６年５月に改正した食料・農業・農村基本法の理念を具体化する基本計画の策定に向けて検討が行われておりますが、将来にわたる食料安全保障の確保や農畜産物の適正な価格の形成など、農業者が意欲と希望を持って営農に取り組める環境整備に向けて、町村会等を通じて国に対し要請活動を行うほか、本町が有する高い生産技術を最大限に発揮できるよう、引き続き、関係機関、団体等と連携してまいります。

近年、増加しているヒグマの出没に対応するため、町民への適切かつ迅速な情報周知と注意喚起を図るとともに、北海道などの関係機関と連携し、被害の発生防止に努めてまいります。

土地改良事業。

道営土地改良事業については、耕作環境の改善、将来にわたる農地の円滑な集積化を推進するため、継続地区である茶志内東２地区及び高島東地区、新規地区である茶志内沼東地区において、区画整理事業等を実施してまいります。

道営事業である高島排水機場の改修については、北海道と連携を図りながら計画的な事業推進に努めてまいります。

林業の振興。

林業については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、町有林整備の計画的な実施に向けて、令和７年度から道営事業である林道東熊見沢線の開設工事に着手するほか、引き続き、林道の適切な維持管理を実施してまいります。

また、民有林につきましては、森林所有者の意向に基づき、関係機関と連携を図りながら、計画的な森林整備の推進に努めてまいります。

商工業・観光の振興。

商工業の振興。

経営改善普及事業をはじめ、まちの賑わいを生み出すイベント事業など、引き続き、中心市街地や商工業の活性化に取り組む商工会の活動を支援してまいります。

また、町内事業者の経営安定と育成を図るため、引き続き、町の保証融資制度による利子補給等を実施するほか、町民の暮らしをはじめ、地域経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている中小・小規模企業の振興に関する施策を総合的に進めるため、その理念や施策などを定める基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。

観光の振興。

観光協会と町内関係団体の連携により開催される「ないえさくら祭り」は、町内外から多くの方が来場し、町や特産品のＰＲなど、地域の活性化につながる町の代表的な観光イベントであり、地域資源を生かした魅力ある観光振興の取組を支援してまいります。

地域交流センターは、観光施設としての機能に加え、広域的な防災拠点としての機能を担う道の駅として、適切な施設の維持管理を進めるとともに、利用者への快適なサービス提供に向けて、引き続き、指定管理者や国等の関係機関と連携してまいります。

企業との連携、支援の充実。

町内立地企業は、堅実な経営のもと地域経済を牽引していただいております、引き続き、町内立地企業と必要な情報交換を行うとともに、企業が有する優れた技術力などの情報を町内外に向けて発信し、人材確保などの支援を行ってまいります。

空知団地をはじめ、町内への新たな産業の創出や進出に向けて、北海道や美唄市などと連携を図りながら、引き続き、立地に向けたＰＲや関係情報の収集などの誘致活動に努めてまいります。

６．みんなでつくる、住みたいまちを目指して。

移住・定住の推進。

住宅施策の推進。

子育て世代の移住を中心に効果を上げてきた移住・定住施策は、物価高騰への対応やさらなる子育て世帯への支援の充実を図るため、子ども加算の新設、さらには、省エネルギー・再生エネルギーリフォームに対する支援枠の新設などに加え、助成額の引き上げも行い、道内トップクラスの支援を行ってまいります。

地域外の人材活用や企業との連携の促進。

地域おこし協力隊の活用をはじめ、都市部企業との交流や大学との連携を深めながら、地域活性化起業人や学生ボランティア等の外部人材の活用を積極的に進めてまいります。

町民主体のまちづくりの推進。

町民との対話、協働によるまちづくりの推進。

生涯活躍のまち事業の理念である「誰もが役割や生きがいを持ち、活躍できる地域コミュニティの実現」は、住民の満足度や充実感、新たな意欲につながる原動力になるものです。引き続き、町民のみなさんとの対話を重ねながら、魅力ある地域コミュニティの実現に努めてまいります。

また、広報紙やホームページ、ＬＩＮＥ公式アカウントなどを活用した町政情報等の発信と併せて、ないえ共奏ネットワークの情報発信ツールも活用しながら、より積極的な情報発信に努めてまいります。

公共施設の計画的、効果的な管理・配置の推進。

役場庁舎の整備。

役場庁舎につきましては、昨年５月に供用を開始し、その後は旧庁舎の解体や防災倉庫・車庫棟の建設、駐車場等の外構工事を実施してまいりました。

新年度は、整備計画の最終年であり、引き続き、旧庁舎跡地等の外構工事を実施することから、来庁される方々にご不便をかけないように進めてまいります。

男女共同参画と人権擁護の推進。

多様な性の在り方が尊重され、誰もが安心して自分らしく活躍できる奈井江町を目指し、性的マイノリティーの方やその家族が抱える困難を解消するための一つの手段と位置づけ、「奈井江町パートナーシップ宣誓制度」を導入してまいります。

制度の導入により、法律上、婚姻が認められていない同性同士の2人を「婚姻に相当する関係」と町が認めることをきっかけとして、差別や偏見をなくし、多様性への理解の促進に取り組んでまいります。

公共施設の効率的な整備の推進。

公共施設については、総合管理計画に基づき、長寿命化と、効率的な管理を進めるほか、未利用公共施設や土地等の利活用を促進するため、引き続き、民間事業者の効果的な提案を町内外から広く募ってまいります。

また、新年度は北町児童館の解体工事を実施してまいります。

地域間交流の推進。

ハウスヤルビ町との交流。

交流30年の節目の年となった令和6年度は、約20年ぶりに公募による町民もハウスヤルビ町を訪問し、交流の絆を深めてまいりました。

訪問団を迎える新年度は、行政間の交流から町民同志の交流にも広がる交流プログラムを実施してまいります。

高梁市との交流。

友好都市岡山県高梁市との交流については、特産品のPRや小・中・高の児童・生徒による相互交流や共同学習等を継続し、両市町の親交を深めてまいります。

終わりに、令和7年度は、第7期まちづくり計画のスタートの年となります。

まちの資源である文化ホールを拠点とした「まちじゅう音楽」事業をはじめ、新たな起業や事業継承による商店街の活性化に向けた事業など、20年先、30年先を見据え、未来につながる施策を推進してまいります。これまで以上に、地方が創造性を豊かに、地域の特性を生かしながら取り組んでいくことが求められます。まちづくりにおいて大きな過渡期を迎えておりますが、80年間積み上げてきた奈井江町の歴史をしっかりと踏まえた上で、変化を恐れず、まちづくりに取り組んでまいります。

令和7年度の予算は、「奈井江版生涯活躍のまち」を柱に、町内外を問わず、多くの皆さんとともに躍動するまちづくりを目指し、一般会計予算の規模を56億1,300万円としたところであります。

国の地方創生2.0と同調しながら、第7期まちづくり計画を着実に推進するとともに、国や北海道をはじめ、近隣市町、関係団体とも一体となって「楽しむ奈井江町」を目指して取り組んでまいります。

町民の皆さん、町議会議員の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度の町政執行に対する所信といたします。

●議長

執行方針の説明の最中でありまされども、昼休みのため、ここで１時まで休憩いたします。

(昼休憩)

(1 1 時 5 7 分)

令和 7 年度教育行政執行方針の説明

(1 3 時 0 0 分)

●議長

それでは、会議を再開いたします。

休憩前に続き、執行方針の説明を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

それでは、教育委員会所管の教育行政の執行に関する重要な施策について申し上げますので、別冊で配付をしている令和 7 年度教育行政執行方針の 1 ページをご覧ください。

1、奈井江を識り、世界を識る。

令和になり、タブレット型端末が教室に入ってきました。子どもたちが新しい時代に必要となる資質や能力を習得するための学びの方法にも変化が求められています。

教師による一斉授業から、子ども主体の学び。

同じ教室での学びから、教室以外での学び。

令和の日本型学校教育の推進です。

奈井江町の G I G A スクールの取組が始まって 3 年。これを更に推進するため、小中の校長、教員による先進地視察を行い、校内 D X (校務の I C T 活用) も含めた推進を行うほか、奈井江小学校に新たに通級指導教室を開設して、勉強を苦手としている子どもたちを教室から切り出し、二、三名程度の少人数授業を行い、学習の定着を図っていきます。

公設塾「ななかま」では、子どもたちの自学自習の定着を図るとともに、好奇心を育む特別授業を行ってきましたが、中学校に上がるとスマホに依存をする時間が長期化し、学習習慣の定着が薄れていることが分かりました。

そこで今春より、公設塾「ななかま」を 2. 0 にバージョンアップして、中学生を対象に夜間まで開設する塾に拡大をし、放課後はもちろん、部活動終了後の自学自習もサポートしていきます。

また、校正が終わった社会科副読本「ないえ」を活用し、自分たちが住むまちの豊かな自然や歴史、産業、暮らし、そして岡山県やフィンランド共和国といった友好都市について学び「奈井江を識り、世界を識る」を深めていきます。

2、他人を知り、違いを認め、切磋琢磨する。

教育関係者からも高い評価を受けている学校の夏季冬季の長期休業中に行う朝カツ事業を継続し、子どもたちの好奇心や探求心を育みます。新年度からは、中学生の部の「ななかま」も始まるので、中学生が自己実現の１つ手前、自分が何が好きで、何が得意なのかを探求する授業を行います。

また、多様性の時代にあって自他の身体や権利を守るため、子どもたち一人一人が他人を受け入れる一方で、自分のことも自身でしっかりと守っていくができるよう、性別の違いや障害を含むマイノリティなど、体や心の多様性、互いを尊重し合える共生社会への理解を進めるため、小中学生を対象とする包括的性教育講座や障害理解に関する講座を実施し、他人を知り、違いを認め、切磋琢磨する子どもたちを育てていきます。

保護者や地域、学校関係者が連携、協働しながら議論を深め、子どもたち一人一人にとって個別最適な学びができる環境を創っていくことが大切です。

昨年度、学校運営協議会を創設し、９年間の学びの在り方についての議論の入り口に立ちましたが、子どもたちのスマホ依存の深刻さを改善するための議論を優先してきましたので、迎える新年度を個別最適な学びの議論を始める元年としていきます。

加えて、奈井江町教育ビジョンの前期４か年が終わりを迎え、令和８年度より後期の期間に入っていきますので、３年前と同様、保護者や地域住民、教育関係者にとどまらない各界各層の町民にお集まりをいただいて、現行ビジョンの検証と後期のビジョンについての意見交換を行い、必要な改訂を行っていきます。

３、得意なこと、好きなことを生涯続ける。

小中、そして図書館に同一の図書システムが導入になりましたので、３施設の連携による読書活動の推進を行います。

また、コロナ禍が明け、体育館のトレーニング機器の更新や、トレーナーによる指導教室の開催により利用人数が回復してきたトレーニングルームなどにエアコンを設置し、運動環境の改善を図ります。加えて、企業から寄せられた労働災害防止ニーズを捉えた転倒防止講座など、職域での運動教室を拡充していきます。

学校の働き方改革に起因する部活動改革より、休日の部活動などの段階的な地域移行が求められています。保護者はもちろん、奈井江町スポーツ協会や文化連盟など、関係団体との協議を行いながら、広域的な視点を持って、まちの方向性を検討していきます。

文化ホールでは、「音楽のまち奈井江町」推進する地域おこし協力隊と共に様々なコンサート、音楽イベントに取り組み、文化とスポーツの両面から、町民の皆さんが「得意なこと、好きなことを生涯続ける」ことをサポートしていきます。

新たに始まる奈井江町第７基まちづくり計画では、交流人口が増えていくことも大きなテーマとなっております。教育委員会はもちろん、各界各層の町民の皆さんとたくさんの議論を行い、町外からも注目される教育行政の推進に努めてまいります。

(13時07分)

大綱説明

(13時07分)

●議長

以上で執行方針の説明を終わります。

一括議題の説明を求めます。

なお、要旨のみの説明を受けたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書のNo.2の123ページをお開きください。

議案第11号「奈井江町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」。

令和7年3月4日提出、奈井江町町長。

本案につきましては、令和6年人事院勧告による国家公務員における給与制度のアップデート措置に伴い、同様に給料表や諸手当の改定を行うため、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

以上が、「奈井江町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部を改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」であります。

続きまして、同じく議案書No.2の161ページをお開き願います。

議案第12号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

本案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正及び物価高騰等による宿泊価格の高騰に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、道外宿泊料の上限額を1万1,800円から1万5,000円に引き上げる内容となっており、改正条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

以上が、「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

続きまして、議案書同じくNo.2の170ページをお開きください。

議案第14号「奈井江町にわ山森林自然公園設置条例の一部を次のように改正する条例」。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

本案につきましては、にわ山森林自然公園の使用期間について、近年における桜の開花状況を踏まえ、毎年の気候状況等に応じた弾力的な運用を行うため改正するものであります。

以上、「奈井江町にわ山森林自然公園設置条例の一部を改正する条例」についてご明申し上げました。

続きまして、同じく議案書No.2の118ページをお開きください。

議案第6号「令和7年奈井江町一般会計予算について」。

令和7年度奈井江町一般会計予算を、次のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

次に、別冊でお配りしております一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第6号の令和7年度奈井江町一般会計予算の概要についてご説明いたします。

予算の総額については、前年度より5,400万円減の56億1,300万円となり、前年度比1.0%の減となったところであります。

次に、第1表、歳入歳出予算の概要について、主な款の予算額について、9ページの事項別明細によりご説明いたします。

歳入の1款町税では、前年度比4.1%増の7億970万4,000円。

11款地方交付税では、2.9%増の26億9,900万円。

14款使用料及び手数料では、3.8%減の9,106万4,000円。

15款国庫支出金では、47.5%増の4億7,885万1,000円。

16款道支出金では、4.3%増の3億4,718万3,000円。

18款寄附金では、18.7%増の8,900万円。

19款繰入金では、40.1%減の2億639万円。

21款諸収入では、4.4%減の1億7,775万6,000円。

22款町債では、24.6%減の5億9,650万円であります。

次に、歳出について説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款議会費では、0.5%増の3,969万9,000円。

2款総務費では、25.8%減の9億9,761万4,000円。

3款民生費では、7.1%増の8億7,784万2,000円。

4款衛生費では、2.7%増の5億8,404万1,000円。

5款労働費では、1.3%増の56万5,000円。

6款農林水産業費では、15.3%増の3億5,396万円。

7款商工費では、1.6%増の8,227万1,000円。

8款土木費では、16.3%増の7億7,274万8,000円。

9款消防費では、32.4%増の2億1,108万8,000円。

10款教育費では、5.0%増の3億5,761万円であります。

次に、7ページ、第2表の地方債についてご説明いたします。

初めに、一般会計、特別会計、企業会計全てに共通する起債の方法、利率、償還の方法について説明いたしますが、起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率については4%以内、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債務者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるものでもあります。

それでは、主な事業の限度額について説明いたします。

役場庁舎複合施設整備事業 4,250万円、ライスターミナル自主検査装置更新事業 6,690万円、西3条通り（ロ）道路改修工事 2,670万円、東町第2団地4号線他、道路改修工事 3,600万円、にわ山線（イ）道路改修工事 2,370万円、百年橋外5橋、橋梁補修工事 1,240万円、過疎地域持続的発展特別事業 1億1,430万円、役場庁舎整備事業 7,430万円、社会教育センター高圧受電設備改修工事 1,320万円、文化ホール非常用発電機更新工事 2,820万円。

8ページになります。

体育館空調設備工事 1,170万円、消防司令台整備事業 6,040万円、防災行政無線等整備事業 3,550万円など、19事業の借入れを予定しております。

また、今ほど地方債でご説明した以外の事業では、「奈井江版生涯活躍のまち事業」、移住・定住対策として、「新築・中古住宅助成事業」や「住宅リフォーム助成事業」の拡充。

子育て支援として「お誕生おめでとう事業」、「子育て支援ごみ袋配布事業」、認定こども園における「リトミック教室」。

教育支援として、「高校通学費等助成事業」、「中学生版公設型学習塾の開設」、「通級指導教室の開設」。

空家等解体費助成事業、北町児童館解体工事など、既存施策の拡充、新規施策を加えて予算編成をしたところであります。

令和7年度においても、社会情勢や物価高騰の影響を色濃く受ける厳しい財政状況の中ではございますが、新しくスタートを受ける第7期まちづくり計画の初年度として、計画的かつ効率的な町政運営と課題解決に向けて取り組んでまいります。

続きまして、議案書では、No.2の119ページになりますが、議案第7号「令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」。

令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計予算を次のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

次に、別冊でお配りしております特別会計予算書の1ページをお開き願います。

令和7年度の奈井江町国民健康保険事業会計予算は、前年度比930万円、5.0%減の1億7,550万円であります。

歳入歳出予算について、4ページの事項別明細書により主なものをご説明いたします。

歳入、1款国民健康保険税前年度比12.1%減の7,877万3,000円。

4款繰入金3.4%増の8,101万2,000円。

6款諸収入7.8%減の1,546万6,000円であります。

5ページの歳出では、1款総務費4.8%減の1億5,938万4,000円。4款諸支出金7.7%減の1,566万4,000円であります。

以上が、国民健康保険事業会計予算の概要であります。

続きまして、議案書No.2では120ページになりますが、議案第8号「令和7年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」。

「令和7年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算」を次のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

次に、特別会計予算の17ページをお開きください。

令和7年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比5,100万円、4.6%増の1億1,580万円であります。

歳入歳出予算について、20ページの事項別明細書により主なものをご説明いたします。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料、前年度比5.9%増の7,786万7,000円。

3款繰入金2.1%増の3,782万3,000円であります。

21ページの歳出では、1款総務費5.5%増の102万9,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4.6%増の1億1,463万4,000円であります。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

続きまして、議案書No.2では121ページになります。

議案第9号「令和7年度奈井江町下水道事業会計予算について」。

令和7年度奈井江町下水道事業会計予算を次のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

次に、地方公営企業会計予算書の下水道事業会計、1ページをお開き願います。

令和7年度奈井江町下水道事業会計予算では、第2条において、下水道計画区域内水洗化人口4,373人、年間有収水量54万2,000立方メートル、1日平均有収水量1,485立方メートルとしております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入、第1款の下水道事業収益で4億1,603万4,000円、支出、第1款下水道事業費用で4億83万1,000円であります。

第4条の資本的収入及び支出では、収入、第1款の資本的収入で4,229万6,000円。2ページをお開きください。支出、第1款資本的支出で2億2,672万6,000円になります。

以上におけます単年度実質収支は213万6,000円の黒字、繰越実質収支では1,117万4,000円の黒字を見込んでおります。

続きまして、議案書No.2では122ページになります。

議案第10号「令和7年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」。

令和7年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算を次のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、奈井江町長。

それでは、同じく地方公営企業会計予算書の国民健康保険病院事業会計予算書、21ページをお開きください。

令和7年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算では、第2条第1項において、病床数を50床とし、患者数は入院1万6,425人、外来1万9,398人、指定居宅サービス396人としております。

2項のサービス付き高齢者向け住宅では、居室数16室、入居率を93.8%としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入、第1款の病院事業収益で8億6,730万8,000円、支出、第1款病院事業費用で8億8,377万2,000円であります。

22ページにわたります第4条の資本的収入及び支出では、収入、第1款の資本的収入で8,805万円、支出、第1款資本的支出で9,878万9,000円であります。

以上におけます単年度実質収支は88万1,000円の黒字、繰越実質収支では5,591万6,000円の赤字を見込んでおります。

以上、8議案について一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご決定をお願い申し上げます。

(13時24分)

大綱質疑

(13時24分)

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

8番、大関議員。

●8番

今ほど町長から令和7年度予算が提案されました。第7期まちづくり計画も承認され、新たなまちづくりが進むことを期待するところであります。

一般会計では、歳出ですが土木費が1億800万円増の7億200万円、農林水産業費では4,600万円増の3億5,400万円、また、生涯活躍のまち事業へ1億3,400万円、定住対策に6,000万円で、総額56億1,300万円です。特別会計・企業会計を加えた全会計の総額は4,200万円減の75億1,400万円ということであります。

地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少や少子高齢化、物価上昇などありますが、生涯活躍のまち事業も着実に前進しているものと感じられ、町民の意識にも変化が出てきたと思われます。

今回の予算について、大綱3点、町長に伺います。

1つ目は、物価高騰対策について。

燃料をはじめ全ての商品が値上がりし、安い値段だった米も昨年から価格が上昇しました。今年の4月からは電気・ガスのさらなる値上げも検討していると聞いております。年金生活者は本当に大変だと思いますが、何か対策を打つ予定はあるか伺います。

2つ目、観光について。

この冬はどこもインバウンドが増加して、その弊害も出てきていると聞きますが、当町ではそのいい恩恵を感じられないところであります。昨年も観光についての質問を行

い、答弁の中で、新しい観光地をつくり出すのではなく、今ある観光資源を磨き上げるとの答えでありましたが、1年が経ちましたので、もう少し具体策があれば伺いたいと思います。

3つ目、病院についてであります。

町立国保病院では厳しい経営が続いておりますが、少しずつ改善の兆しも見えております。令和9年度には資金不足を解消予定と聞き、期待をしています。

一方で、民間病院の将来も不安になってきました。近隣市町でも、民間病院への継続や新規開業への支援を打ち出す検討に入ったところもあります。当町の将来の医療体制への現段階での見解を伺いたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員から3点にわたるご質問をいただきましたが、まず1点目、物価高騰対策についてであります。

エネルギー、食料品価格、原材料価格等の高騰が、資源の多くを海外に頼る日本の国民生活、経済活動に大きな影響を及ぼしており、今後も国と地方が総力を挙げて対策に取り組んでいくことが必要であると捉えています。

国は、昨今の物価高騰による生活者や事業者への影響を考慮し、支援するために、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度、これを令和5年の11月に創設したところであります。当町においてもそれを活用して、エネルギー等物価高騰対策事業を実施してまいりました。

長引く物価高騰の影響から、令和6年度において重点支援地方交付金の補正予算が成立し、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の中に、低所得世帯支援枠の給付金、そして生活者や事業者への継続支援のための交付金が追加されたところであります。

物価高騰等の影響から、年金生活者等を含む生活困窮者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、当町ではこの交付金を活用して、非課税世帯等生活支援事業に取りかかっております。

給付金の対象は、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人当たり2万円の加算を行うこととしており、3月中旬から順次支給を開始する予定であります。

物価高騰はさらに進み、かつ長期化しており、住民や地域経済に深刻な打撃を与えていることから、生活者や事業者への支援として、新年度から追加対策を進めてまいりま

す。

生活者支援では、プレミアム率を５０％としたプレミアム付商品券発行事業や、商店や飲食店を通じたスタンプラリー事業を通じ、町内経済の維持・活性化を図る商店街売出し支援事業を行うことで、消費下支え等を通じた生活者支援を実施してまいります。

事業者の支援では、仕入れ・資材・エネルギー価格等の影響を受けている町内の事業者・農業者に対し１０万円を給付する町内事業者価格高騰対策支援金事業、エネルギー・食品等の物価高騰の影響を受けた町内の医療・福祉・介護関連事業者に対し１０万円を給付する医療・福祉・介護事業所給付金事業を行い、事業者への支援を実施してまいります。

物価高騰対策につきましては、企業は経営効率化や改善、生活者自身も家庭内ロスや節約などの生活改善等それぞれ対応しておりますが、給付金支援のような減収補填やガス・電気価格の激変緩和策、そして賃上げや減税等を含めたデフレ完全脱却のための総合経済対策など、幅広い対策が続くことで、効果が出てくるものと捉えておりますので、地方自治体が実情に応じた細やかな対策を講じることができるよう、引き続き国に財源措置を求めている、今後も交付金等を活用して、必要な支援を実施してまいりたいと考えています。

２点目の観光についてですけれども、日本国内におけるインバウンドの状況につきましては、昨年２０２４年の外国人旅行者数が約３，６８７万人、またそれに伴う消費額が約８．１兆円であり、いずれも過去最高を記録したということでもあります。

道内においても、各観光地をはじめ、公共交通機関において多くの外国人旅行者の姿が見られ、地域経済における消費拡大等の効果が表れている一方、言葉の壁や文化の違いなど、急激に増加する旅行者の対応に苦慮されている自治体も多いと認識をしております。

ご承知のとおり、本町の観光につきましては、道の駅やにわ山森林自然公園など観光施設のほかに、さくら祭りやゆめぴりかフェスなどの観光イベントについては、観光協会や地域おこし協力隊をはじめ、町内外の企業や団体などが主体となり、様々なイベントが開催されており、町内外から多くの方々の参加によって、町のにぎわいの創出につながっているところであります。

特に、生涯活躍のまち事業の一つであるまちじゅう音楽によるイベントの開催や情報発信などの取り組みは、本町の交流人口や関係人口の増加に結びついており、着実に成果として現れているところであります。

また、昨年１１月には、まちづくり会社である、ないえ共奏ネットワークにおいて、音楽をテーマとしたゲストハウス、泊まれる音楽室が新たに開設され、これまで国内をはじめ海外の旅行者については、６か国から延べ２０名の利用があり、旅行者からは好評を得ていると伺っているところでもあります。

今後における本町の観光につきましては、道内主要都市からの移動時間など、有利な実地条件を生かし、本町における四季折々の魅力的なイベントや風景などを積極的にＰＲしていくとともに、まちの特産品や店舗など、新たに国内外の旅行者に対応したタウ

ンマップを整備し、旅行者の利便性の向上や情報発信を行ってまいりたいと考えています。

引き続き、既存施設を最大限に活用したまちの魅力向上と合わせて、インバウンドも含めた観光による交流人口の拡大に努めていくとともに、観光協会や地域おこし協力隊をはじめ、多様な関係者と連携し、本町の観光振興に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

最後に、将来の医療への見解ということであります。

町立国保病院の経営改善においては、これまでの間、在り方検討委員会の答申をはじめ、経営強化プランに掲げた収益の確保と費用の抑制の実践に努めてきたところであり、徐々にではありますが、取組の効果が現れているところであります。

特に収益の確保では、入院患者の方に対し医療の質を高めた医療提供の実績を積み重ねてきており、本年1月からは、これまでの診療報酬より高い算定となる入院基本料1について、国の許可を受けております。

令和9年度には資金不足の解消を図りたく、このような取組を積み重ねているところでありますが、一方で、近年の人材確保に向けた処遇改善や物価高騰の影響により、経営環境は依然厳しい状況に置かれております。自治体や医療関係の各団体からは、早急に診療報酬の再改定や財政支援の要望が出されており、引き続き国の動向を注視しながら、経営改善の努力を継続していきたいと考えているところであります。

また、民間のクリニックなどでは、医師などの体制確保や運営に関する様々な要因から、閉院・閉業するケースが増加しています。近隣市の病院においても、外来での待ち時間が長くなるなど、患者や医療従事者の負担が増加している状況、在宅医療の関係などもあり、市として開業支援に取り組むとお聞きしています。

奈井江町の状況としては、直接開業医の医師から将来に関するお話についてお聞きはしておりませんが、町立病院の状況では、インフルエンザなどの感染症が流行した場合には、一時的に待ち時間が長くなる状況もありますけれども、日常の診察ではこのような状況はないことや、訪問看護等による在宅医療に取り組む中で、現状において新たな開業支援を行うことを考えてはおりませんが、今後も情勢の変化を見極めてまいりたいと考えているところです。

最後に、将来の医療への見解であります。地方の医療現場における課題としては、経営改善に加えて、医師や医療従事者の人材確保が喫緊の課題となっています。町立病院の入院機能では、回復期後の医療提供を担い、外来においてはかかりつけ医としての役割を担っています。

今後、地域医療構想策定の議論の中で、各病院の機能や役割などの検討をしていくこととなりますが、奈井江町立病院が果たす機能や役割については、現段階では変わらないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、そのためにも、北海道大学病院や砂川市立病院との連携を大切にして、体制の確保を図るとともに、町内開業医の医師との連携を図りながら、町民の皆さんの健康保持に努めてまいりたいと考えているところであります。

●議長

8 番、大関議員。

●8 番

概ね理解をしたところであります。3つの問題もかなり環境が変わってきて、その都度対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。詳しくは予算審査特別委員会で伺いますので、よろしくお願いします。

以上で大綱質疑を終わります。

●議長

ほかに質疑ございますか。

(なし)

●議長

以上で、大綱質疑を終わります。

(1 3 時 3 8 分)

予算審査特別委員会の設置について

(1 3 時 3 9 分)

●議長

お諮りいたします。一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

特別委員会構成のため、暫時休憩といたします。

(休憩) (特別委員会 構成)

(1 3 時 3 9 分)

互選結果報告

(1 3 時 4 2 分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長につきましては、大関副議長、副委員長につきましては石川議員でございます。以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま、予算審査特別委員会に付託をいたしました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月16日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。一括議題につきましては、3月16日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

●議長

お諮りします。3月5日より9日までの5日間は、議案調査のため、休会等いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

散会

●議長

異議なしと認めます。

３月５日から９日までの５日間は、休会と決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、１０日は午前１０時より会議を再開いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

（１３時４３分）

令和7年第1回奈井江町議会定例会

令和7年3月10日（月曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 総括質問

第 3 意見案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を
求める意見書

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
産 業 観 光 課 付 課 長	鈴 木 宏 明
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町民生活課長兼会計管理者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教育委員会事務局長	遠 藤 友 幸
保健福祉課課長補佐	辻 脇 真理子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 戸 田 孝

議 会 庶 務 係 主 査 釣 本 真由美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 1 2 2 条の規定により、5 番石川議員、6 番大矢議員を指名いたします。

日程第 2 総括質問

●議長

日程第 2、令和 7 年度町政執行方針並びに令和 7 年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて 3 0 分以内でお願いをいたします。

(1. 4 番遠藤議員の質問・答弁)

(1 0 時 0 1 分)

●議長

4 番遠藤議員。

(4 番 登壇)

●4 番

本日は、教育長に大綱 1 点質問をさせていただきます。

公設塾ななかまを小学生から中学生まで拡大することについて、教育長にお伺いいたします。

公設塾ななかまは、子どもたちが学習習慣を身につけ、基礎学力の定着を図ることを

目的とし、開設いたしました。昨年の事務報告書では、通塾者数36名、通塾率として32%となっております。事業の立ち上げから見ると、減少傾向にあるものの、特別授業では多数の子どもたちの参加も見られ、探求心を育み良い体験の場となっていると思います。

本年4月より中学校に拡大をいたしますが、傾向として1年生ではさほど多くの生徒さんが塾に通ってはいないようですが、2年生、3年生に進級すると、ほとんどの生徒さんが塾に通う傾向にあるようです。今の2年生は、ほとんどの生徒が塾に通っており、ほんの数名の方が塾に行っていないと伺っています。塾に通うことで、情報が豊富であり安心して通える、そして子どもたちのテンションも高まっているというふうに伺いました。

個々の感じ方ですが、これまでのななかまを振り返ってみて、今後の方向を考えると、中学生では費用や子どもたちの送迎などの時間が要しても、塾を選択するほうが多いかなというふうに伺いました。

3月の広報誌にもななかまついて大きく記載されていまして。私も回覧板を見たのが3日ほど前でしたが、この記事は保護者の方にしっかりと見ていただきたいなと思いました。

そこで質問の1つ目として、これまで小学校のななかまの様子をある程度、検証することができないのか。また2つ目として、成果が見えないため、利用控えになってはいないでしょうか。3つ目として、中学校のななかまの利用者数をどれくらい想定しているのか。4つ目として、ななかまに対する考え方が、委員会と保護者間でのかけ離れている部分がないのか。

以上、4点について伺いをいたします。

●議長

答弁を求めます。

教育長。

●教育長

おはようございます。

それでは、4点ほどにわたるでしょうか、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、小学校の検証についてであります。ななかまでは、毎年、子どもたちから2回、保護者から1回、アンケート調査をさせていただいております。アンケートの内容について紹介いたしますと、まず子どもたちのほうにつきましては、ほとんどの授業が「満足している」とご回答いただいております。その中で、自由記載があるのですが、そちらのほうでは何点が紹介しますが、「家ではだらけてしまうので、ななかまで学習するのがいい」とか、「ななかまでの活動が学校で役に立っている」とか、「得意なことが増えた」あるいは「本を読むようになった」ということがあり、多くの

子どもたちが「集中して学習できるし、これからもななかまで勉強を頑張りたい」と意欲的な回答を得ているところであります。

保護者のほうのアンケートを紹介いたしますと、ほぼ全員と言っていいかと思っておりますが、「満足」という回答を得ておりますし、自由記載欄では「楽しそうに通っている」「家庭で学習についての会話の時間ができた」ということで、ななかまのニーズについては、手前味噌ながら自信を持っているというところであります。

それで、改めて中学校の塾を開設しなければいけないというふうな考えに至った経過も含めて、答弁をさせていただきたいと思いますが、さきの定例会で、遠藤議員ではありませんでしたが、子どもたちのスマホの使用をテーマに答弁をさせていただいたところであります。遠藤議員もこのときの質疑を聞いていて、とても驚かれたのではないかなというふうに思っておりますが、奈井江中学校の白書によると、子どもたちのスマホを見ている時間、スクリーンタイムの時間が、平日3時間以上が約70%いて、しかもこの中には5時間、6時間という生徒も見受けられるというもので、これだけ長時間スマホに支配されていると、当然のことながら家庭学習の時間は限られてくるというよりも、しないということになるのかなと思っております。

白書では毎日家で勉強している生徒は30%にとどまっており、テストの前だけ勉強するという実態になっていますので、このスクリーンタイムと家庭学習の時間、2つの時間からせつかく小学校のななかまで育んできた自学、自習の学びの枝葉が、中学校に入学すると枯れてしまいそうになっているということが検証されているのかなと捉えております。

先週述べた教育行政執行方針の中で、小・中、9年間の学びの在り方についての議論の断念とするということで述べたところでありますが、目の前の生徒たちの実態を喫緊の課題として危機感を持って、ななかまを中学生にまで拡大し、子どもたちが机に向かうためのサポートの体制の構築を図ろうとするものであります。

そのサポート体制のニーズ調査と検証を行うために、先週まで行ってきました中学校ななかまのプレ開塾の手応えについて答弁いたします。

まず、私が公民館の2階でやっておりました塾の様子を、邪魔をしないように窓越しなんですけれども、時々覗きに行った生徒たちの様子をお伝えしますが、さすがというか、小学生たちのようなわいわい楽しく学ぶというよりは、静かに集中して勉強に取り組んでいる様子が印象的でありました。

また、今ほど遠藤議員さんからもご紹介いただきましたが、3月の広報でもななかまの中学の特集を組んでもらい、生徒たちからの感想としては、「家以外で勉強できる場所があることがいい」とか、「問題につまずいたときに、優しく分かりやすく教えてもらえたのが良かった」とかというような感想が寄せられているところであります。

それで、すみません、ちょっと飛ばした部分がありますが、1点飛ばして利用見込みについて先に述べたいというふうに思いますが、先週末まで行っていた中学校2年生から3年生を対象とするプレ開塾では、17名の子どもたちに通塾をしていただいております。これに若干の伸びと、新1年生の分を加えた30名程度と見込んでいるところで

あります。

中学生になると民間の塾に通う生徒が出てきて、過日ななかまのほうで中学生に直接取ったアンケートでは、大体ななかまの見込みと同数の30名が民間の塾に行くというような回答だったので、ななかまのスタートとしては適切な人数のスタートなのかなというふうに捉えているところであります。

最後に、利用控えとか考え方の乖離について答弁したいと思いますが、これから始めるななかまの中学生の部の塾の支援方法や内容については、今まで本当に何回もにもわたって中学校の教頭先生たちと協議を重ねてきました。また、プレ開塾に通って来てくれた子どもたちの意見も取り入れながら、4月からスタートしようと思っているところであります。

繰り返しになりますが、広報ないえ3月号にもプレ開塾に参加した中学生の感想として、好意的な評価が掲載されておりまして、このアピール効果は大きいというふうに思っておりますし、そもそも中学校のほうでも生徒たちに直接PRをしていただいておりますし、過日、先週になりますが、塾の講師が学校に出向いて、これまた生徒たちに直接開塾の内容等々の説明を行ってきたところでありますので、たくさんの中学生在通ってくれるのかなと期待しているところであります。

●議長

遠藤議員。

●4番

今の教育長の答弁でしたら、小学生では子どもたち、保護者の方からも高評価を得ているというお話でもありました。プレオープンをしたときも結構な受講生もいて、生徒の間でも好評であったというそういうお話でした。

私の聞いたところでは、そういった方も少しはいたんですけど、まずもう少し塾に対しては、一般の塾のような、ああいう感じのことを想定しての回答だったんだと思うんですが、少しギャップがあるなというふうに私は思いました。

今、小学校と学校とななかまとでの情報の共有みたいな、例えばななかまでは長期、細く長く通塾している子どもたちが、学校ではどのような変化があるのかなとか、何かそのような検証とかができて、保護者の方にそういった成果が公表できれば、もっともっと中学校での利用率も増えてくるのかな。今のところ、大体30人ぐらいを予定しているようですけども、結構保護者さんの中では、塾に行っているから公設塾は行かないとか、行かないとかというそういう声も私はよく聞くんですけど、そうではなくて、塾も1週間ずっと行っているのでしたらやむを得ないんですけど、空いている時間があれば、やはりそこを上手にうまく公設塾を使ってそこで勉強するという、そういうことも大事ではないかなという話も、保護者の中にはしてきてはいるんですけども、やはり何ととっても保護者の中では、塾が一番というそういった観念を持っている人たちが結構いるんだと、うまく公設塾を使ってよと私は言ってきてはいるんですけど

れども、やはりななかまのいいところが、やっぱり、今、立ち上げたばかりですから、保護者の中には伝わっていない、また知られていない、PRもまた不足しているのかなというふうに思っているのです、その辺は、また広報は1回出したらもうそれっきりで、二度とそういった情報が出ないという傾向にあるので、少し数回に分けてでも、間隔を置いてでも、やはりその辺、良いところをPRしていくべきではないかなと思いました。

せっかくの公設塾ですから、少しでも多くの生徒さんに通ってほしいという私の気持ちもありますので、そこら辺は十分PRしていただければと思います。

確認ですけれども、今、公設塾で先生たちが2人か3人いるようですが、辞められるとか、辞めたとかと、何かそんなような声も少し伺ったので、その辺の確認もさせていただきたいなと思いますのでお願いします。

●議長

教育長。

●教育長

実は昨年より、主に定期テストの前ですけれども、中学生の四、五人のグループが自主的に公民館1階の喫茶スペース分かりますか。ガラス張りになっているところですね。そこに来て、自習している姿を何度も見かけておりまして、この受皿もつくりたいなというふうに考えていたところであります。

それで、私は子どもたちの分かった、できたというのが2通りあるというふうに思っておりまして、1つ目は教えてもらって、指示してもらって取り組むことによる分かった、できたということです。この方法だとすぐに分かった、できたというふうに感じるんですが、一方で自己肯定感は大きく向上しないし、次に難しい問題に接したときには、すぐに教えてということを求める子どもになってしまうのかなというふうに思っております。もっと言うと、教え方が悪かったからできなかったという他罰の懸念もあるということです。

一方で2つ目は、自分で考えて取り組んだ結果の分かった、できたであります。昨夜、夜のドラマで三上先生という中でも描かれていましたけれども、先生がではなくて、生徒自身が自分の勉強の弱点を分析できたり、自分でどのように成績を上げていけばいいかを考えていくような展開だったのかなと思っておりませんが、2つ目の方法は、効率性という点では時間がかかってしまうかもしれませんが、自分で考えていく力とか、自己肯定感を高めていく方向には作用するのかなというふうに思っております。

少し乱暴な説明になりますが、1つ目の方法は、お金を払って成績を上げるために通う民間の塾で、これはとても有用な成績を上げていく手段の一つで、否定しているわけでは全くないです。ただ一方で、4年前からななかまが実践している方法は、2つ目の方法で、自ら考えて生きる力をつけていくという点にも着眼して、特別授業だったり、あるいはななかまの延長線上にある朝カツでも同様に取り組んできたということでもあります。

同じ勉強ではありますけれども、方法や目的に少し違いがあるので、目の前のテスト対策という点で切り出しをされると、ちょっとななかまは弱いかもしれないのですが、今後もななかまの方式を継続していきたいと考えているところであります。

そこで、遠藤議員がご心配いただいている重要になってくるのが、どうやって来てくれる子たちを増やすかということですが、今回、広報の3月号に取り上げていただいたのも、一つ大きなきっかけづくりになっているかなと思っております。

一方で、ななかまの講師たちが、今時ですよ、SNSのインスタグラムを通じて結構発信していただいているので、それらについて保護者に見てくださいというような語りかけでもできたらなということで、今後、計画したいと思っております。

塾の講師の体制ですけれども、現状、主に中学校を担当している講師が2人、小学校が3人という状況ですが、それぞれ自己都合によって、中学校1人、小学校1人、3月いっぱい退職というような形になっておりますので、4月スタートの時点で中学校が1人、小学校が2人というような形になります。新年度の予算でも1名ずつの増員について予算要求をさせていただいておりますので、募集事務についてはもう既に進めています。現在の形も維持できない形になるものですから、もう既にホームページ等々で募集のお知らせをさせていただいているところであります。

まだ応募がゼロなものですから、4月すぐに満員の体制でということにはならないかもしれませんが、当面、中学校1人、小学校2人ということで運営していくような形になりますが、これもなるべく早く定員に達するようにPRしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

●議長

遠藤議員。

●4番

教育長の先ほどの人員の体制については、中学校が1人に、4月には1人ということで、万が一、想定人数30人予定していますけれども、1人で対応するとなったら大変なものですから、やはり早急にここら辺の整備をきちっと進めて、子どもたちにしっかりとした教育をさせてあげてほしいなと思いました。

中学校でのななかまは、しっかりと生徒さんにサポートしていただきながら、特に3年生は、中体連が終わるとすぐに受験の準備に入るものですから、やはりその辺はしっかりお願いしたいと思いますし、塾に行きながらも時間が空くような曜日には、公設塾をうまく利用して活用して学力を上げようやと、そんなようなPRしながら利用してもらう工夫をお願いしたいと思います。

本来ならば、学校と家庭とがしっかりと連携して、学習習慣を身につけることが一番本当は大事なんだよなと思っております。確かな学力を育む上では、子どもたちに分かる授業、まずは分かる授業をしっかりと行って、学習意欲を高めてもらう。そこら辺が本当に子どもたちの学習の中では重要なことだなというふうに思っています。

また、時代とともに教育も少しずつ変わっていくそんな時代でもあって、保護者の方々の考え方も少しずつ変わってきているので、私たちみたいな年を取った者が、昔はこうだったという話は全然今の若い人たちには響かない。だから若い人たちの考え方も変わっていくので、これから小学校、中学校、保護者会の総会だとか、学年の中の懇談会とかいろいろあるものですから、教育長もやはりそういうところに少し顔出しをして、保護者の声を聞くなり、あとななかまの現場の声をよくよく聞くなりして、子どもたちのサポートに努めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

(2. 2番星議員の質問・答弁)

(10時23分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

2番星議員。

(2番 登壇)

●2番

2番、星厚早です。

それでは通告に従って、私からは大綱2点質問したいと思います。

まず、大綱1点目、町政執行方針2ページ目の地域活動の停滞、形骸化への対応について質問いたしたいと思います。

町は地区と町の相互理解と信頼関係を深めるとともに、地区のコミュニティ強化と地区活動の活性化を図るためとして、令和3年に町内8つの地域に、3人ずつの地区担当職員を配置しました。この地区担当職員は、地区の総会や役員会などに参加し、地区と行政をつなぐコーディネーターとして、町内会活動を中心に現状や困難点を調査し、町内会役員へのアンケートと併せて報告書を作成しております。

この報告書では、地区内の年齢構成の偏り、高齢による役員の成り手不足、会館の老朽化による維持費の負担増、町内会の統廃合要求など切実なものでした。

そこで、初めに地区担当職員制度を実施し、町内会活動の現状や困難点を調査し報告書を作成しておりますが、今までの総括も含めて、それらの報告書がそれぞれの地区づくりにどう生かされてきたのか、お尋ねいたしたいと思います。

次に、今年度を行うアンケート調査や住民議論は、今後に向けて非常に大切なものがあります。前回の調査と比べて改善されるべき点は何か、また状況がさらに厳しくなっ

た点は何かに焦点を絞り、改善に向けて一步を踏み出せる具体的なものにすることが求められると思います。

また、住民議論はどのような形で進めようとしているのか、今後どのような方向性をもって地域づくりに反映されていくのか、町のお考えを聞きたいと思います。

以上です。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

星議員からの1点目の質問であります、令和3年度からの地区担当職員制度のその後のどう生かすか、またこれからどのアンケートでそれをどう反映していくのかということであります。

まず1点目の、令和3年度に取りまとめた地域カルテの活用ということですが、地域カルテ作成の目的は、地域全体で自分たちの地域の状況を把握するため、地域の様々な情報を見える化するために作成したものであります。そのために地域内のカルテのほか、自分の地域以外の情報も共有できるように全地区のカルテをホームページに掲載し、それぞれの地域の課題を共有しながら、課題の解決や地域同士の連携、地域活動などの参考に活用してもらいたいと考えているところであります。

また、令和元年度から地区担当職員を配置しておりますが、行政としても地域カルテを活用して、地域の課題や特性を把握しながら地域活動の活性化に努めているところでありますが、今ほど議員もご指摘がありましたけれども、なかなか活発な活動まで至っていないという状況にあります。

そのため、町では生涯活躍のまちの事業に位置づけて、役場職員で構成するワーキンググループを設置し、人口減少化における地域組織の在り方を検討しているところであります。

2点目のアンケート調査と住民議論でありますけれども、昨年、連合区長、行政区長との意見交換会を開催させていただき、改めて町内会の現状や地域の課題を確認したところであり、その中で大きくですけれども、区長などの役員の受け手がいないこと、行事参加者が高齢化や固定化していること、行政関係の会議への出席でありますとか広報の配布だとか、そういうことの負担が大きいなどなどの意見が聞かれたところであり、そのほかにも町内会に対する意識が、連合区長さんという限られた中であっても、世帯間で大きく違うということが確認できたところでもあります。

しかしながら、さらには連合区長、行政区長との意見交換会には、全連合区長、行政

区長 66 名の方にご案内をさせていただきましたけれども、残念ながら参加は 20 名にとどまったということも、実態を表していることなのかなと感じているところです。

そのため連合区長、行政区長に対するアンケート調査を実施してまいりたいと考えておりますけれども、併せて一般の町民の皆さんにもアンケート調査を行い、年代、性別による意識の違いをはじめ、町内会活動に対する問題意識や期待、参加意識などの意見を聞き取って、その結果をホームページ等で公表してまいりたいと考えています。

その結果を基に、引き続き、連合区長、行政区長などとの意見を重ねた中で、見守り機能でありますとか防災機能など、地域の安全安心の確保にもつながる町内会活動の重要性というものの、そしてそれぞれの区長さんがそのために担う役割ということの理解を深めることに努めながら、奈井江町に適した地域コミュニティの在り方を、町民の皆さんとともに検討してまいりたいと考えているところであります。

町民の皆さんに直接関わる喫緊の難しい課題でありますので、しっかりと議論を行いながら方向性を出していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

●議長

星議員。

●2 番

抱えている困難さがよく分かりました。できるだけ地域の活動に停滞、形骸化がないよう、これからますます地域が活性化するよう、ご努力よろしく願いいたしたいと思います。

次、大綱 2 点目の質問をしたいと思います。

町政執行方針 3 ページ目の防災と交通安全対策について質問したいと思います。

防災に対する備えと対策の充実が求められている中、東日本大震災から 14 年、そして、能登半島地震から 1 年が過ぎました。さらには内閣府の防災情報ページの中でも、令和 6 年度だけでも風水害による被害は 12 件、津波に関しての被害が 3 件、そして雪害による被害が 2 件発生しております。また、令和 7 年度では雪害による被害が 2 件発生しており、最近では岩手県大船渡市の山火事で多くの方が避難を強いられました。

このように自然災害が最近多発している中で、しっかりとした防災対策が求められています。ひとたび災害が起きると、災害弱者が大変困る状況に陥ります。令和 6 年度第 1 回定例会でも私が質問しましたが、その当時、避難行動要支援者が 300 人を超えていましたが、今では 400 人を超えていまして、増加傾向にあります。福祉避難所として社会教育センターが指定されていますが、現在、エレベーターが使用中止となっています。避難者の移動手段としては必要なアイテムであると思いますが、その点も含めて、まず 1 つ目、今現在までの福祉避難所としての社会教育センターが防災対策としてどこまで整備されているのかお伺いしたいと思います。

2 つ目は、災害による道路の寸断等など、不測の事態により福祉避難所に到達できな

い状況も勘案しながら、備えとして福祉避難所を最低でももう１か所設けるべきではないかと思われます。令和６年第１回定例会の私の質問の答弁の中で、一般指定避難所として７か所がある中で、内閣府令の基準に沿って社会教育センターが選定された経緯をご説明されましたが、内閣府令の基準に沿った福祉避難所の増設をさらに求めたいと思います。町としてのお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

星議員からの２点目のご質問、福祉避難所の在り方ということかと思えます。

１点目の社会教育センターの整備状況ということですが、まず明日で東日本大震災から１４年を迎えるということであり、まさに１４年前、この議会の最中に大きな揺れを感じたということであり、まだまだ復興が達成されていないということに対しても、心からお見舞いを申し上げたいと思いますし、昨日、宣言されたところでありますが、岩手県大船渡市の山林火災についても、まだまだこれからの復旧が大変なんだろうと思います。心を寄せていきたいというふうに思っております。

福祉避難所につきましては、高齢者や障害のある方など、避難生活において特別な配慮を必要とする方が避難するための避難所であり、国のガイドラインに基づき、町の防災計画で指定要件を定めており、町内では基準に該当する施設として、社会教育センターを指定しております。

福祉避難所の指定基準としては、高齢者など配慮を要する方が円滑に利用できる資機材や設備が整備されていること、浸水した場合であっても一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること、バリアフリー化されていること、そして災害発生時に要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、要配慮者の特性を踏まえ、施設内において必要なスペースを確保することができることなど定められているところであります。

そして、これらの基準をもとに、社会教育センターは、スロープや障害者トイレなどバリアフリー化されていること、また医療施設、防災備蓄倉庫との距離が近く、配慮に対する措置が迅速に行えること、他の指定避難所と比較して、大小会議室など個室化が可能な構造であり、状況に応じて生活環境や配慮に合わせてレイアウト対応が可能であることなど、整備が整っていることを条件に指定させていただいています。

エレベーターの稼働のご指摘もございましたけれども、エレベーターの稼働が、今、無い状況であっても、これらの要件をしっかりと対応できているというふうに思っておりますので、福祉支援所として認定をしているということでもあります。

そして、２点目の避難所の増設ということですが、町内において基準に合致し

た施設として、社会教育センター以外には残念ながら無いということではありますが、他の施設を福祉避難所に指定することは現在考えておりませんが、災害の規模や状況によって、社会教育センターの使用が困難な場合やスペースが不足する場合なども想定されます。

その際は、バリアフリー化や障害者トイレなどの一定の設備が整っている交流プラザみなクルでありますとか、文化ホールなどを要配慮者の避難先として想定をしており、災害の状況に応じた対応をしっかりとしていきたいと考えています。

いずれにいたしましても、自然災害がいつ何時起こるか分からない、日頃からの備えと対応が欠かせない時代でありますので、避難所施設の点検も含め、今後も防災対策に努めていきたいと考えているところであります。それこそ北海道として防災に対するトイレの基準だとか、昨日ですか、一昨日ですか、公表されましたけれども、そういうものが日々少しずつアップデートされていくということでもありますから、それらにもしっかりと応えられる施設の整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長

星議員。

●2番

災害はいつやってくるか本当に分かりません。どのような規模で襲ってくるかも分かりません。そのためにも、やはり次の福祉避難所として準ずるような避難場所が求められると思います。

ここで町民のほうから一つ要望として上がっているのは、避難場所として社会教育センターが選定されていますけれども、実際には社会教育センターはどこにあるのかという声も上がっておりましたので、看板など何でもいいんですけれども、文言を社会教育センター、公民館の駐車場とか書いているのがあるんですけれども、実際に社会教育センターがどこにあるのかという、まだ分からない町民の方もいらっしゃるの、要望としてお願いしたいなと思うんですが。

●議長

それは質問ですか。

●2番

質問をお願いします。

●議長

町長。

●町長

社会教育センター、皆さんはもう十分分かっていらっしゃるのとおり、公民館ということ、総称として公民館と言ったほうが、町民の皆さんが分かりやすいよということのご提言だと思います。そういう形で少しでもPRできるようにと思っています。逆に、もう50年近くたつ中で、まだまだそういうことが、私どもが公用語として社会教育センターという使い方をしてしまっているということの反省も含めて、しっかりとお伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●議長

星議員。

●2番

以上で、私からの質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、星議員の総括質問を終わります。

(3. 1番根岸議員の質問・答弁)

(10時40分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

1番根岸議員。

(1番 登壇)

●1番

1番、根岸です。それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。

総括質問として、私からは大綱2点質問させていただきます。

まずは1点目ですが、町長に執行方針の2ページにあります町政執行方針内の誰もが躍動する共奏の町を目指しての誰もが活躍できる就労の創出と定住促進について質問させていただきます。

一昨日、共奏ネットワーク主催のチャレンジコンテストが行われて、各地から26組の応募があり、12組の方が思い思いのプレゼンをされたとお聞きしております。民間の新しいアイデアが町内空き家、空き店舗の利活用につながることを大いに期待しているところではありますが、地方創生推進交付事業も今年で5か年間の4年目ということで、残すところあと2年になりました。

当初、令和5年に空き家、空き店舗のパイロット事業を予定していたはずですけど

も、昨年の町政執行方針内にも令和6年度のパイロット事業を目指すとあった中で、いまだパイロット事業が実現されていない現状です。

パイロット事業となると出店者や移住者ありきの話になりますのと、小規模企業振興条例も作成中ということも相まって、スケジュール間を計画するのも難しいと思いますが、5年後には人口も4,000人を切るのではないかという状況で、商店街振興、空き家対策も待ったなしの状況とも言えます。

そういった中で、パイロット事業の具体的なスケジュールや今後想定されている支援方法について伺いするのと、また特産品の開発についてもこういった支援をお考えか、町長のお考えをお聞かせください。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

根岸議員からの定住対策と特産品ということですが、1点目のパイロット事業の具体的なスケジュール、そしてその支援方法ということでお答えをさせていただきますが、今ほど議員からのご指摘もありましたとおり、議員もご承知のと通りの地方創生推進交付金、これは事業者に対して補助金として直接交付できないということでもあり、生涯活躍のまち事業の開始年度からパイロット事業での実施を目指して、起業支援の研究を行ってきたということでもあります。

しかしながら、昨年度までに起業に結びつかなかったことから、令和6年度という意味では今年度ですね、今年度から商工会と連携したプロジェクト会議を設置し、3月8日チャレンジコンテストも行わせていただきました。

この企画はこれまでの経過やプロジェクト会議での議論を踏まえて、まずは奈井江町への関心や人とのつながりをつくることを目的に実施をしたところではありますが、提案の中にはすぐにでも起業につながりそうな大変ユニークな面白い企画もあったということでもあります。

今後はチャレンジコンテストの参加者とも交流を深めていくとともに、令和7年度に入ってからパイロット事業の店舗の選定でありますとか、空き店店舗ツアー、チャレンジショップなどを検討しており、その中で起業を目指す人材とのマッチング支援策の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また支援の方法につきましては、パイロット事業を行いながら最終的に決定をしていく予定ですが、冒頭申し上げた交付金のルールを鑑みて、店舗の改修後にサブリースという形での貸出し方を支援して検討していくほか、現在、商工会などの関係者とともに中小企業の振興に向けた条例の制定と併せて、企業や事業承継に向けた施

策の検討を進めているところでもあります。

2点目の特産品の開発ですけれども、現在、パイロット事業として東川町のパティシエと連携をして、洋菓子の商品開発に取り組んでおります。今後、本格的に生産や販売を行っていく中で、レシピの作成に係る費用でありますとか、パッケージの考案費用などの支援について、先方とも協議を進めているところであります。

これからは町内事業者での生産や販売にもつなげていくために、必要な備品のリース事業などの支援も検討しているほか、新たな特産品の開発を行う事業者に対しても協議を行いながら、支援の内容を検討していきたいと考えているところであります。

両方の事業ともに、相手の方とコミュニケーションを取りながらつくり上げていくということが必要だというふうに考えています。私どもがこういうものであるということではなくて、参加をしてくれる方に対して、その人との意見を尊重しながら積み上げていかなければならないということがあるので、時間を要することかもしれませんけれども、そこはやっぱりしっかりと取り組んでいくべきかと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほど町長の答弁のほうにもありましたけれども、やはり相手方がありきの話にはなってしまうと思いますので、そちらはスケジュール間の想定は難しいのかなと思いますが、このままだと来年度の執行方針にもパイロット事業の実施と書かれてしまうのではないかと少し心配になっているところでもあります。

例えば飲食店の場合、新規出店となると場所の選定、空き店舗の選定ですね。銀行融資だったり店舗リフォームも考えると、一般的にやっぱり半年から1年かかるというスケジュールもあったりする中で、やはり既に現時点から動き出さないと、来年度の執行方針、来年度もパイロット事業ということになってしまうのではないかと思う中で、本当に令和7年度中にパイロット事業が実施可能なのかどうか、そちらを質問させていただきたいと思います。

●議長

町長。

●町長

先ほど申し上げましたとおり、相手がいることでありますので、ここで断言をするということにはならないと思っています。前向きに取り組むということに尽きます。

●議長

根岸議員。

● 1 番

今回チャレンジコンテストに参加された方だったり受賞された方と、これからコミュニケーションを取っていろいろと組み上げていくのではないかと思いますけれども、やはりもう少しゴールから逆算したようなスケジュール感をもって進めていただければと思います。

あと、仕事チャレンジプロジェクトの支援を受けずに新規出店された飲食店さんも、ここ数年で数件ありますけれども、話を聞く限りでは、「思った以上に夜になると人が歩いていなくて、客足が寂しい」という声も伺いました。あくまでも商売は自己責任だと思っておりますけれども、それでも過疎化する町で商売を始めたい、商売を続けたいという人がいなければ、町も衰退していくと思います。

新規出店時のサポートもそうですが、先ほどの特産品も含め、出店後のPRや誘致などの検討も含めて、奈井江町で起業してみたい、出店して良かったと思っていただけるような施策をお願いしたいと思います。

それでは、こちらの質問を終わらせていただきます。

続きまして、大綱2点目ですけれども、町政執行方針14ページのみんなでつくる住みたい町を目指しての公共施設の計画的、効果的な管理、配置等の推進内にある公共施設の効率的な整備の推進についてに関して質問いたします。

こちら執行方針内に未利用公共施設、土地等の利活用を促進するため、引き続き民間事業者の効率的、効果的な提案を広く募ってまいりますという記載がありましたが、昨年の執行方針内にも同様の記載がありまして、その中で昨年10月11日から11月29日まで公共施設の民間提案募集をされていたようですが、恥ずかしながら自分、こちらの募集されていたことに気付かなくて、もしかしたら同じような方も町内外にいらっしまったのではないかなと思います。

例えば奈井江町の温泉など、建物ですと使われなくなる期間が長くなれば長くなるほど、経年劣化で再開するに当たって修繕費もかさんでいきます。今後も、未利用となる施設や土地が増える可能性が高い中で、どう発信していくかという手法も大事になっていくのではないかと思います。

そこで質問ですが、現時点での対象となる未利用公共施設や土地が何か所想定されているのか、また民間事業者からの問合せやPRの現状について、そして利活用の今後の方向性についてお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

1点目の利活用促進の対象となる未利用公共施設や土地ということですが、公共施設の管理運営に当たっては、本町ではこれまでも業務委託、民営化、指定管理制度の導入など、従来、町が直接提供してきた行政サービスを民間事業者などと連携協力しながら、町民サービスの質の向上、効率化を推進してきたところであります。

こうした中、本町が保有する未利用公共施設や土地などの財産について、民間事業者の自由で創意工夫に富んだアイデアやノウハウを生かして利活用を行う提案を募集し、事業化に向けた検討を行うということでの公共施設等に関する民間提案制度、これを令和4年度から実施をさせていただいています。

今年度の公募対象については、土地及び建物が旧ないえ温泉施設、土地のみについては旧黄金団地の用地、旧消防庁舎跡地、そして旧南町児童館跡地であります。昨年10月から約2か月弱にわたって募集を行ってまいりました。

PRの問合せやPRの状況ですが、今年度につきましては、電話等での問合せが若干あったものの正式な申込みには至らず、残念ながら応募件数としてはありませんでした。

事業を広く周知するために、ホームページの制度紹介ページの開設や広報紙I—BOXへの告知記事の掲載、チラシの作成などを行ってまいりました。また、役場庁舎のデジタルサイネージへの広告掲載についても、公募開始時より行ってまいりましたが、2年度続けて応募がないという実態となったことから、次年度に向けて効果的な広報の在り方について検討してまいりたいと考えているところであります。

3点目の今後の方向性はどうかということですが、これからは未利用公共施設については、民間提案制度を活用しながら、遊休資産の積極的な利活用を促進してまいりたいと考えています。

また、これからは含めた公共施設全体の中長期にわたるマネジメントは、平成29年に策定をした公共施設等総合管理計画に基づき、引き続き計画的かつ継続的に進めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長

根岸議員。

●1番

令和6年度の対象施設が旧ないえ温泉施設、旧消防庁舎跡地、旧黄金団地用地、旧南町児童館跡地ということで、4か所ですが、今後これが増え続けていくのではないかなという思いもありまして、再度確認になってしまいますけれども、今回、問合せ件数が電話ではあったけれども、実際申し込みがなかったということで、今おっしゃったように、ホームページの掲載だったりチラシ、デジタルサイネージということで、町外に発信した内容はこれだけだったのかご質問と、あとそれに含めましてチャレンジコンテスト、一昨日開催されたチャレンジコンテストに当たって、参加者の方にはこういった未利用公共施設の情報提供とかはされていたのでしょうか、質問です。

●議長
町長。

●町長

今ほど申し上げたPR方法の別に特に特段のものはしておりませんが、先ほど申し上げたとおり、これからいろいろなものを工夫をしていきたいと思っています。そして、チャレンジ事業に参加してくれた方たちに対して、こういう情報を提供したのかということですが、ここについては特段の提供はしておりません。

●議長
根岸議員。

●1番

そちらのほうを今後とも広く周知していただきたいのと、あと1点質問ですが、こちら期間がやっぱり限られてしまっていて、ヒアリングの日も日時が指定されていたということですが、こちらそちらの期間を指定した理由だったりとか、もしくはこれは通期でやれることが可能なかどうかという質問をしたいのですが、よろしいでしょうか。

●議長
町長。

●町長

過去に、ないえ温泉施設を公募したときに何件かの応募があって、これについては数回にわたって審査をさせていただいたりということもあります。また残念ながら先ほど申し上げたとおり、去年、今年というか一昨年度、本年度ということについては応募がなかったので、ヒアリングの審査期日も指定してということでの、逆に言うとそれによってということはないかと思います。

ただ、議員ご指摘のとおり、施設については逆に通年でもいい話ですし、公共施設で空いているところの利活用だとか、いろいろな形での相談があれば積極的に対応していくべきだと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長
根岸議員。

●1番

そちらは、やはり民間の都合もあったりもしますので、もし通期でやられていれば、もしかしたらもっと声が来たんじゃないかということもあります。先ほどのチャレン

ジコンテストに関しても、もしかしたらその未利用地の施設だったりとかがあったら、もっと違うアイデアが生まれていたのではないかと思いますので、管轄が違うということもありますけれども、そういった広い視点で情報提供するというのが必要なのかなと思っております。

例えば、未利用施設の一般開放を行ってワークショップなどを行ってみたり、例えばないえ温泉でお試しサウナだったりとか、消防跡地でお試しマルシェなどとか、町主体でやるのは職員の方は忙しいと思いますので、民間にそういったものをやってみませんかという投げかけも開催していただくというのもありなんじゃないかなと思っております。

例えば、その際はイベントの中で未利用の施設だったり土地だったり、こういったところがありますよというようなサイネージだったり、ボードで広く周知するのも必要なかなと思っております。建物だったり土地の現状を知ることによって、そこを使ってみたいという方も生まれるかもしれないので、まず広く周知が必要なかなと思っております。SNSだったりインフルエンサーの活用で広く周知することも可能かなと思っておりますので、民間の発想で新しい風を吹かせてもらうことも大事だと思っております。

ただ、場合によっては漠然とした募集より、町としてもある程度どう活用してほしいか構成を示すことも必要だと思っておりますので、重ねてではありますけれども、今後人口減少に伴い、未利用の公共施設や土地に関して増えていくことも予想されますので、時流に即した情報発信やPRを、例えば先ほどの期日を設けるのではなく、随時受け付けるなどの柔軟な対応をお願いして質問を終わらせていただきたいと思います。

●議長

以上で、根岸議員の質問を終わります。

ここで、この時計で10分まで休憩といたします。

(休憩)

(10時58分)

(4. 3番篠田議員の質問・答弁)

(11時09分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質問を行います。

3番篠田議員。

(3番 登壇)

●3番

私のほうは、町長に大綱2点、それと教育長に1点、お聞きをしていきたいと思いま

す。

1 点目が、生涯活躍のまち事業の指定事業者である一般社団法人ないえ共奏ネットワークについてなんですけれども、生涯活躍のまち事業は令和4年度から開始され、3年が経過します。

この事業を行うに当たり、奈井江町地域再生推進法人の指定等に関する要綱を制定し、第3条の指定の基準等では、第1号で法人または会社であること、第2号で必要な人員の配置、その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること、第3号で業務を的確かつ円滑に推進するために必要な経済的基礎を有することとありますが、第2号の現在の共奏ネットワークの職員は、令和6年8月1日現在ですけれども、法人採用職員が2名、企業人材派遣職員3名、町職員が60名の合計で65名であります。

職員の内訳といたしましては、正職員が48名、会計年度任用職員が4名、地域おこし協力隊が8名となっております。非常に多い人数ではありますが、業務がグループ分けされており、またアクションチームが5チーム職員から選抜され、併任発令で業務に当たり、通常業務と並行して行われている実態です。

それぞれ通常業務は、配置されている部署により繁忙期も様々であり、各グループの会議等も月に数回開催され、通常業務の繁忙期になると、本来の業務を超過勤務でこなさなければならないケースもあると聞いております。

このような状況下の中で、地域再生推進法人の指定を受けている共奏ネットワークが、新たな取り組みでふるさと納税の中間処理業務を担うとともに、学校給食の米飯事業についても、町内事業者から継承してまいりますと執行方針に記載されております。

共奏ネットワークは、地域再生推進法人、生涯活躍のまち事業の指定事業者であり、ふるさと納税の中間処理業務と学校給食の米飯事業が、奈井江版生涯活躍のまちの委託業務の範疇に入るのか疑義を感じます。

ふるさと納税の中間処理業務は、現在、民間業者に委託し、寄附金の約1割程度の経費がかかっているとお聞きをしておりますが、他の自治体では独自サイトを立ち上げたりして、経費節減に努めているところもあり、様々ですがいずれにせよ公平な審査等の下に決めていくことが必要ではないでしょうか。

また、学校給食の米飯事業は、現在、当町は砂川市の学校給食組合に加入しており、決定権はこの学校給食組合になると思われます。この2事業については、現在の委託業務の範疇に入らないと思いますし、なぜ町政執行方針に入れたのか理解できません。

共奏ネットワークがこの2事業を実施するかどうかは、事業所が決めることでありますが、共奏ネットワークの職員は、併任発令を受けている町の職員がほとんどであり、さらなる職員への負担が増すことが懸念されます。

2点目は、今ほどお話しした職員の併任発令についてです。

各事業グループは、併任発令を受けている職員の所管している事業の担当であるようですが、アクションチーム、シャッターを上げろ、トクサンシンチーム、まちじゅう音楽チーム、ずどーんグッズチーム、NIGIWA I—BASE、アクションチームは、選抜された職員と一部民間の人も入っているようですが、既に3年経過している中で、

職員への負担等が増すような体制をいつまで行っていくのかお伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

一般社団法人ないえ共奏ネットワークが行う事業、そしてそれに関わる職員の体制ということでのご質問であります。

一般社団法人ないえ共奏ネットワークについては、令和4年7月に町が地域再生事業の公的位置付けが付与される地域再生推進法人に指定し、奈井江版生涯活躍のまち事業の推進に努めてきたところであります。

町政執行方針に記載したことについてということですが、これは生涯活躍のまち事業そのものが、町政執行に大きく関わることであることの判断の下に記載させていただきましたということでご理解いただきたいと思います。学校給食の米飯事業について、これまで給食事業委託をしている砂川市教育委員会の選定を受けて、町内にある事業所が米飯事業を行ってまいりました。

昨年の12月に米飯事業者から令和6年度末をもって米飯事業から撤退したいとの申入れが、町の教育委員会にございました。地産地消の観点から、町内の事業所に引き継いでもらいたいとの米飯事業者の意向もあり、令和5年12月からしごとコンビニの登録者を派遣をしていたないえ共奏ネットワークが、自立性を高める取組として米飯事業に取り組んでいくこととしたところであり、3月7日付で砂川市教育委員会から選定を受けたところであります。

また、ふるさと納税業務の中間処理業務については、自立性を高めるために奈井江版生涯活躍のまち事業の地域再生計画に当初より位置付けをしてきた事業でもあります。

今後においても、公的位置づけを付与された地域再生推進法人として、地方創生を進めるために必要な事業について積極的に取り組み、併せて収益性の向上にも努めてまいりたいと考えているところであります。

そして、職員の併任ということですが、令和4年度から国の地方創生推進交付金を活用しながら、町の重要施策として取り組んでいるところですが、新規事業のほか、町の単独事業として従前から取り組んできた既存の事業においても、推進交付金を充当しながら進めてまいりました。このため既存事業の担当職員をはじめ、組織を横断的に構成するチーム職員など、これまで併任発令を行い各種事業に取り組んできたところであります。

生涯活躍のまちの事業は、これからますます共奏ネットワークの主体性が必要となってくると考えており、町職員においても様々な場面で活躍できるように、必要な範囲で

併任や解除を行い、自己実現を支えてまいりたいと考えているところであります。

現時点で目に見える実績が現れていないというような事業もございますが、組織横断的なプロジェクトへの参加や、町民、地域活性化企業人、地域おこし協力隊といった多様な人材と関わることによる個々の職員の意識や能力の高まりといった目に見えない効果が確実に出てきており、地域の活性化につながる重要な変化をもたらしていると感じているところであります。

いずれにいたしましても、事業の展開や職員体制を見極めながら所管している業務と両立をしながら、活動事業を継続していけるよう体制を整備していきたいと考えております。

また、併任発令が負担になっている職員がいるのではないかとということでもあります。が、財源の振り替えによる併任発令をされている職員は、以前と変わらない事業を行っているため、負担増になっていないと捉えております。

また、チームで行う事業で併任発令している職員についても、職員本人の意思を前提に、総合的な判断の中で併任発令を行っているところであり、基本的には振り替え事業と同様に大きな負担となっていないと考えております。

今後は、交付金終了後の体制も見据えながら、しごとコンビニやふるさと納税の中間処理業務などの共奏ネットワークが軸としている基本的な事業については、共奏ネットワークにプロパー職員を配置した中で進めていくとともに、イベント事業や事業の立ち上げなど、これまでと同様に地域おこし協力隊や地域活性化起業人など、外部人材も活用しながら人や財源を確保し、知見、スキルなども生かして事業を進めていくことを前提としております。

さらには、先ほど申し上げましたとおり、事業の展開状況を見ながら、必要な範囲で併任、解除といったことを行いながら、様々な場面で職員の活躍を期待しているところでもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

●議長

篠田議員。

●3番

この交付金事業を3年間実施していく中で、うちの場合はいろいろな事業を展開していくということでやってきているのは、十分町民の皆さんも分かっているのかなと思いますけれども、共奏ネットワークが、この3年間の中でそれなりに自立してやっていく基盤をつくっていくに当たって、当然、町の事業、各所管がやっていたものも含めて交付金事業の中で展開していますから、3年間の間については職員の併任というののもやむを得ないのかなと思います。

ただ、この4年、5年となる、あと2年間交付金事業を続けることが可能なような状況にはなっておりますけれども、やはりそこで共奏ネットワークが独自にやっていけるような道をつくっていかなければならないのかなと思っております。

職員、町長はそんなに負担にはなっていないというようなお話もありましたけれども、現場は現場でそれなりにいろいろと苦勞をされておりますし、当然、その中でより町民の皆さん方にいいような形で事業展開できるようなことを考えながら、上の者とも相談をしてやっているような中においても、なかなか意見交換がうまくいかない部分も多々あるとお聞きをしております。

もっと十分その辺を協議するものは協議しながら、また町民の皆さんの意向等も把握をしながら、町の事業、今回このやっている生涯活躍のまちというような形で進めておりますけれども、その点を十分配慮しながら事業展開をやっていただければなと思っております。

あと、今後２年間交付金がまだ続くのかなとは思いますが、その交付金がなくなった後、財源的には非常に厳しい状況になるのかなと思われます。今後に当たっては、どのようなことを考えておられるかも含めてお聞きをしたいと思っております。

●議長

町長。

●町長

まず職員体制のことですけれども、全国の自治体がそれぞれの町の特徴を生かしたまちづくりをするために、いろんな事業、イベントも含めて取り組んでおります。近場では、浦臼町さんもワインフェスティバルだとかいろんなことをやって、そこに彼らに直接聞いた話でもありますが、本当にその時期になると毎週土曜日、何か月も休みが取れないという中で、やっぱり職員が地域を支えているということでもあります。

私どもは、地域共奏ネットワークという一般社団法人を設立し、奈井江町が直接ということではなくて、財源の確保も含めた中で、その共奏ネットワークというツールを使って職員にも同じような活躍をお願いしているというふうに私は認識をしているところでもあります。

そういう意味で、職員にどこまで負担を求めるのかという議論については、なかなか難しいところがあると思っておりますし、でもやはり過疎地であればあるほど、それぞれの地域の活性化の中心は職員であると、これは私自身が自負をしているところであり、うちの職員はそれに十分応えてくれているなというふうに思っておりますので、ただ、それが過度な負担にならないように、上司との意思疎通をということについては、しっかりと受け止めさせていただきたいと思っております。

そして、財源の問題ではありますが、５年間の指定が切れたときにこれからどうなるのかということでもあります。かつての議会の答弁でもさせていただいたかと思っておりますけれども、例えばしごとコンビニ事業などにつきましても、今後、交付税の中にされるような仕組みが生まれまして、今、地方創生２．０の中でも、逆にそれぞれの町が抱えているそういう課題を積極的に上げてくださいますと、それで応援できる場所はしますよということを言っています。先般、私も総務省の担当課長から直接そのことも聞いていま

すので、そういうことを発信していくということだと思っています。私たちがやって、私たちそれぞれの町が抱えている課題をしっかりと国に向かって提言していきたいと思っています。

●議長

篠田議員。

●3番

いろんな事業展開をやっておりますけれども、この事業をやるに当たって、国などからのそういう交付金や何かも大切なことですが、やはりここに住んでおられる住民の皆さんが求めているもの、それと町民の皆さんの声を聞きながら事業展開をさせていただければなと思っておりますので、確かに職員が負担を増している部分もあるやに思われます。ただ、職員はやっぱり町民の皆さんのためにいろいろな動きをする部分もありますので、要は行政が一体となって、みんなが一致した考えの下に、ともに町民の住みやすいまちづくりのためになるような事業展開をやっていっていただければなと思っておりますので、ぜひその点についてはよろしくお願ひしたいなと思います。

1点目については、それで質問を終わらせてもらいたいと思います。

2点目ですけれども、特定空き家等の解体助成の内容についてですが、適切な管理が行われていない空き家が、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。国の空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等の対策計画の作成や、その他空き家等に関する対策推進を目的として、奈井江町空き家等推進協議会が設置されたようですが、特定空き家等の解体助成の内容等についてお伺ひしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

特定空き家等解体助成の内容ということであります。人口減少、少子高齢化の進行ということで、適切な管理が行われていない管理不全空き家や、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空き家が全国的な問題となっております。

当町におきましても、様々な事情により空き家が増加しております。今後、さらに特定空き家等という言い方でまとめさせていただきますが、このような特定空き家等が増加することが懸念されることから、土地や建物の有効活用や解体助成など総合的な空き家対策を推進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた対策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

このため昨年の11月に学識経験者や議会議員などから組織する奈井江町空き家等対策協議会を設置するとともに、奈井江町空き家等対策計画の策定等を進めており、先般

開催をした第2回の対策協議会において、空き家等対策計画及び空き家等解体助成事業補助金交付要項の承認をいただき、特定空き家等の認定をいただいたところであります。

様々な課題がある中で課題を解消し、総合的な空き家対策を行うということで、所有者等への管理者意識の醸成、定期的な空き家等実態調査の実施、空き家等の流通、利活用の促進、特定空き家等への対応及び解体などに取り組むことを対策協議会で決定しております。

今後は、活用可能な空き家等の利活用に取り組むことと併せて、老朽化などにより建物の損傷が進んでいる特定空き家等については、適切な管理や解体等の対策を求めていることとなりますが、所有者等の負担を少しでも軽減しながら対策を促進していけるよう、国土交通省が所管する空き家等対策総合支援事業を活用しながら、解体費に対する助成に取り組みたいと考えているところであります。

解体助成事業については、今後、対策協議会により認定をいただいた特定空き家等の所有者に対して周知を行うこととしており、申請により支給を決定することとしています。補助対象となる空き家等は、対策協議会が認定した町内に所在する特定空き家等で個人が所有するものであり、所有権以外の権利が設定されていなく、他の補助金等を受けていないものとしております。補助の申請者については、補助対象空き家等の所有者及び相続人、または補助対象空き家等の存する敷地の所有者であり、町税等の滞納がなく、暴力団員等でないこととしております。

解体助成金は、解体に要する費用の5分の4とし、上限額を100万円と設定しました。補助金の財源は、国土交通省が所管する補助事業を活用し、町が助成する金額の2分の1が、国庫補助金により措置される予定をしております。

利活用可能な空き家については、良好な住宅ストックとして、住戸住宅の購入助成や住宅リフォーム助成などを活用し、積極的に活用いただく方向性を持ちながら、周囲に悪影響を及ぼしており、解体することで土地の有効活用が期待できる特定空き家等について、所有者の負担を軽減することにより解体が促進されるよう、解体費助成に取り組んでいくということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長

篠田議員。

●3番

答弁で内容は分かりましたけれども、ただ、築40年、50年以上の家になってきますと、技術的にリフォームや何かが困難と判断された物件というような形のものも、相当、奈井江の場合はあるのかなとは思われます。当然、親が居住をされていて、親が亡くなられたときに、子どもたちはこの建物をどうしようかというようなことで、リフォームができて賃貸や何かもできればいいんでしょうけれども、そういうできないものも多々あるのかなとは思います。

その中で、奈井江町は定住対策というようなことで、新築住宅ですとか中古住宅の購

入で奈井江町に居住をされる場合は、その補助制度があります。ただ、この町を残念ながら去っていかねばならないというようなご家族も中にはおられると思うんですけども、普通の築年数が相当年数がたっていて、ここを手放すとなったときの解体費助成というものは、逆に言ったら対象にならないということですよね。その点だけ確認させてください。

●議長
町長。

●町長

ご指摘のとおりでありまして、この助成制度につきましては、まず基本的に、それこそ震災だとかいろんなことの中で危険な建物が除却できない、それをどうやって地域の活性化につなげるかということで、国が制度として設けたことが原点であろうかというふうに認識をしています。

基本的には、私有財産を処分するに当たって、そこを危険ということを前提として、国や市町村が助成をすることで促進をするという視点でこの制度を設けているということでありまして、議員がご指摘のとおり、古い、どうしようもないと言われる空き家に対してもということであれば、それはそれとして単独の助成制度を設けているところもあるやには聞いておりますが、これは本当にほかのいろんな地域活性化に対する政策的な展開と併せたときに、どこまでそこを踏み込めるのかということについては、十分な議論が必要だと考えておりますので、私としては、今、危険なところに対するしっかりとした助成制度を組み立てると、そこに尽きると思っております。

●議長
篠田議員。

●3番

危険な部分の取り壊しの部分の空き家というようなことなのでしょうけれども、ただ特定空き家とならないように、やっぱり単独でも考えていくべきではないかということのを要望として伝えておきたいと思います。

まちづくり計画の委員会の中でもお話をさせてもらいましたけれども、確かに危険なものを何とかしなければならぬ。それこそ周りの方にもご迷惑がかかりますし、台風や何かが来たときは大変なことにもなりますので、速やかに対応するというのはいいんですけども、ただ、やはりどうしても壊さなければならぬというものを町のほうで支援をしながら、防災上の対策にもなりますし、本来の空き家対策にもつながっていくものですので、ぜひこの点についても、今後検討をしながら、できれば早急に対応していただければなと思っておりますので、よろしく願いしたいなと思います。

●議長
町長。

●町長

要望ということでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、私としては、今、古い空き家を抱えている、私自身も含めてこの中にもたくさんそういう方がいらっしゃると思いますけれども、基本的には若干の助成があれば壊してもいいというような力のある方がいらっしゃるのであれば、そのことはあれなのかもしれません。今、危険な家屋ですら、それがなかなか進まないということだから、こういう制度を設けているということであります。

本当に、議員がいつもおっしゃるような行政全体の中での公平性ということを考えると、まさに私的財産に対する助成をどこまで考えるのかということについては、しっかりと考えて進めていきたいと思っております。

●議長
篠田議員。

●3番

それでは、教育長のほうに通級指導教室についてお聞きしたいと思います。

子どもたちを教室から切り出して、二、三名程度の少人数授業を行いと、執行方針のほうで記載があります。どのような内容で計画をされているのかお伺いしたいと思います。

●議長
答弁を求めます。
教育長。

●教育長

通級指導教室ですが、特別支援学級に在籍するほどではないけれども、言語や情緒や神経発達症など、生活や学習に困難を抱えている子どもが、通常学級に在籍をしながら一部別教室にて生活や学習上の課題を改善、克服することを目的として、少人数できめ細かく支援をしていく教室をいまして、子ども13人に対して教員1名が加配として配置されまして、学級担任などを兼任することなく、通級の専任として指導していく制度であります。

奈井江小学校では、かねてより言語に困り感のある子どもたちが、砂川市にあって2市4町で運営をする言語通級指導教室に通級をしております、これは今後も継続する一方で、改めて奈井江小学校の教室を見ていきますと、読み書きや計算に時間がかかったり、集中力が持続しにくかったり、1対1ですと話が聞けるんですけれども、通常

の授業形式、みんなで同じことを同じペースで、同じやり方で行うといった一斉指導になると自分ごととして理解しづらい、また友達とのコミュニケーションがうまくいかないなど困り感を抱える子どもがいて、この学習障害の課題解決に向けて、昨年、1から3年生の困り感を抱えている児童の把握を行って、その保護者に対して、もし奈井江小学校で通級指導教室が開設されたら入級を希望しますかとの意向調査をしたところ、15名の希望があったため、過日開催をされました北海道教育委員会との令和7年度に向けた人事協議の中で、学習障害の通級開設に関わる加配について依頼をし、内定があったところであります。

奈井江小学校の取組をもう少し具体的に説明したいと思いますが、今後の予定としては、事前に調査をした児童について改めて観察し、困り感を抱える児童の実態を調査した上で、子どもたち一人一人に合わせた具体的な支援の方向や重点などの指導計画を作成していく予定であります。

翌月5月からは、通級の専用教室と位置づけた「学びの教室」という名前を使おうと思っておりますが、こちらにて通級指導担当の教員とマンツーマン、または児童二、三名での指導によって、国語や算数を中心に、一つ一つ子どもたちの理解度を確認しながら指導していくとしております。

指導時間につきましては、児童1人当たり週に1から3時間ほど、通常の授業時間中に、あるいは放課後に指導を行っていくものであります。また、指導計画につきましては、通級の担当教員だけではなくて、校長、教頭、それからその学年の担任の先生も含めて、校内の特別支援委員会で作成していく予定となっております。

以上、通級指導教室の説明といたします。

●議長

篠田議員。

●3番

教員が加配になるのかどうか分らなかったものですから、加配をされるということですので、いずれにしても、保護者のほうと連携を密にしながらやっていただきたいなと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

●議長

篠田議員の総括質問を終わります。

以上で、総括質問を終わります。

(11時44分)

日程第3 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時44分)

●議長

日程第3、意見案第1号「食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書」

上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望したい。令和7年3月10日提出、提案者、奈井江町議会議員、大矢雅史、賛成者、遠藤共子、同じく星厚早。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣でございます。

次ページをお開きお願いいたします。

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書。

前文を省略いたします。

記といたしまして、1つ目、次期基本計画の改訂に当たっては、国内農業生産を増大することを基本とし、食料自給率の向上に資する目標設定や、国民の理解、情勢を踏まえた上での、農業者が再生産可能な価格が形成される環境整備、直接支払制度の構築など、生産現場の意見に寄り添った農政を推進するとともに、農業予算を大幅に拡充すること。

また、2027年以降、水田政策については、これまでの政策との整合性や公平性を踏まえながら、生産現場の実情を十分配慮すること。

2つ目、酪肉近の改訂に当たっては、酪農・畜産農家の生産意欲が向上する生産目標数量を設定し、目標の確実な達成に向けた生産基盤強化策など施策を盛り込み、生産者が将来の展望を持てるようにすること。また、中長期的な国産牛乳、乳製品の安定供給に向けて、今般需要緩和による影響を鑑み、今後は生産抑制・減産に頼らないよう、国が責任をもって需要調整のために出口対策などを行うこと。

次ページをお開きください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月10日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案書の補足説明があれば、発言を許します。

6番大矢議員。

●6番

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書に対して、補足説明申し上げます。

昨年の通常国会で食料・農業・農村基本法が改正され、本年３月までに改定される基本計画において、今後の施策の方向性を位置付けるとしており、２０２７年以降の水田政策についても盛り込まれる見通しであります。

併せて、酪農、畜産の中長期的な指針となる酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、酪肉近も基本計画と同様、年度内に改定される見込みです。とりわけ基本計画及び酪肉近において、これまで１０年間だった計画期間を５年間に短縮させ、農業の構造転換を集中的に推進するとしています。

また、基本計画においては、合理的な価格形成についても位置付けるとしており、この実効性確保に向けて、今通常国会に関連法案も提出される予定です。

このため基本計画及び酪肉近の改訂に当たっては、国民の生命と健康を守る食料安全保障を強化する観点に立ち、国内の農業生産増大を基本に、食料自給率向上に向けた目標の設定や農業所得の確保に資する政策の構築など、農業者の声を反映した政策の実現を求めるため提案するものであります。

全議員の賛同のほど、よろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第１号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、提案のとおり可決されました。

(１ １ 時 ５ ０ 分)

●議長

お諮りいたします。議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、３月１１日から１６日までの６日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。３月１１日から１６日までの６日間を休会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定しました議事日ほどは全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、１７日は午前１０時より会議を再開いたします。皆さん、大変ご苦労さまでした。

（１１時５１分）

令和7年第1回奈井江町議会定例会

令和7年3月17日（月曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 議案第11号 奈井江町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 奈井江町にわ山森林自然公園設置条例の一部を改正する条例

議案第 6号 令和7年度奈井江町一般会計予算について

議案第 7号 令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第 8号 令和7年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 9号 令和7年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第10号 令和7年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

第 3 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第 4 議案第15号 奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例

第 5 議案第16号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 6 議案第17号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 7 議案第18号 奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

第 8 議案第19号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について

第 9 意見案第1号 奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第10 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について

第11 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について

第12 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（８人）

1 番	根 岸 一 志	2 番	星 厚 早
3 番	篠 田 茂 美	4 番	遠 藤 共 子
5 番	石 川 正 人	6 番	大 矢 雅 史
8 番	大 関 光 敏	9 番	森 岡 新 二

○欠席議員 7 番 笹 木 利津子

○地方自治法第 1 2 1 条により出席した者の氏名（1 5 名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
産 業 観 光 課 付 課 長	鈴 木 宏 明
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町民生活課長兼会計管理者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教育委員会事務局長	遠 藤 友 幸
保健福祉課課長補佐	辻 脇 真理子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真由美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会の最終日本会議のご出席、大変ご苦労さまです。
ただいま出席議員 8 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、8 番大関議員、1 番根岸議員を指名いたします。

日程第 2 議案一括上程

(1 0 時 0 1 分)

●議長

日程第 2、議案第 11 号「奈井江町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 12 号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 14 号「奈井江町にわ山森林自然公園設置条例の一部を改正する条例」、議案第 6 号「令和 7 年度奈井江町一般会計予算について」、議案第 7 号「令和 7 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、議案第 8 号「令和 7 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第 9 号「令和 7 年度奈井江町下水道事業会計予算について」、議案第 10 号「令和 7 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」、以上、8 議案を一括議題といたします。

8 議案につきましては、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読をさせます。事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会審査結果報告書。

予算審査特別委員長より、下記のとおり予算審査特別委員会審査結果報告書の提出があったので、これを付議する。

令和 7 年 3 月 17 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、１、議件名、議案第１１号「奈井江町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」、議案第１２号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」、議案第１４号「奈井江町にわ山森林自然公園設置条例の一部を改正する条例」、議案第６号「令和７年度奈井江町一般会計予算について」、議案第７号「令和７年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、議案第８号「令和７年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第９号「令和７年度奈井江町下水道事業会計予算について」、議案第１０号「令和７年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

- (１) 審査の経過、委員会開催日、令和７年３月１１日、１２日。
- (２) 審査の期間、本定例会会期内。
- (３) 審査の結果、原案のとおり可決した。

以上でございます。

●議長

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

８番大関議員。

(予算審査特別委員長 登壇)

●８番

皆さん、おはようございます。それでは、私から令和７年度予算審査特別委員会の報告をいたします。

去る３月４日の令和７年第１回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案３件、予算議案５件の審査を行うため、３月１１日、１２日の２日間にわたり特別委員会を開催し、慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に、結論から申し上げますと、全８議案については、いずれも原案どおり全会一致をもって可決されました。

令和７年度においては、厳しい財政状況の下、全般的に各会計とも各事業を精査し予算計上されていることがうかがえる一方で、４年目となる「奈井江版生涯活躍のまち（誰もが躍動し、寄り添い集う全世代共奏のまちづくりプロジェクト）」の積極的な施策や、子育て支援、教育施策など充実するなど、予算編成の工夫に対し評価するものがあります。

併せて、先に議決いたしました第７期まちづくり計画が着実に推進されることを大いに期待するところであります。

それでは、予算審査特別委員会で付されました主だった意見、要望をご報告いたします。

一般会計では、1点目は防災についてであります。

近年、全国各地で自然災害が頻発しており、日頃から防災に対する備えや対策が必要であり、また、災害等の発生時には住民に対し、速やかな情報伝達が重要であります。防災行政無線設備の整備は、地震や風水害などの大規模な災害による被害を最小限に抑えるための正確な被害情報の収集や、町民へ災害情報を迅速に伝えることが可能となり、町民の生命や財産を守るための施策として大いに期待します。

2点目は、手数料・使用料についてであります。

公共施設使用料については、燃料や電気料などの高騰に伴い、維持管理費の増加が見られますので、維持管理費に見合った使用料の改定について、前向きな検討をお願いいたします。

3点目は、生涯活躍のまち事業についてであります。

委託先の一般社団法人ないえ共奏ネットワークが担う各事業においては、奈井江町の魅力づくりや町の活性化など、これからのまちづくりに大きく期待するものであります。引き続き、関係人口・交流人口づくりや空き家、空き店舗対策など、着実に事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

4点目は、建設業に関わる工事請負費、委託料についてであります。

近年、人手不足による労務コストの高騰や輸送コストの上昇、新型コロナウイルスやウクライナ問題の影響などによる資材の高騰により、工事費は今後もしばらく高止まりの状況が続くと思われます。これらの影響により経費の増高はやむを得ませんが、引き続き、適正な工事価格などの積算や早期発注に努めていただくようお願いいたします。

5点目は、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税は、町の貴重な自主財源であることから、町内外へのPRはもとより、寄附者にリピーターとなっただけのような取組や、アピール度が強い政策的事業に絞り寄附を募るなど、多くの寄附につながるよう、創意工夫に努めていただくようお願いいたします。

次に、町立国保病院事業会計についてです。

これまでも経営改革に取り組んでいただけていますが、物価高騰などの影響により厳しい経営状態は続くことから、令和5年度に策定した経営強化プランに基づき、効率的な病院経営の確立に努力されることを望むものであります。また、二次医療圏の協議が進むことを期待するとともに、引き続き、自治体病院として、町民の期待と信頼に応えるよう、進めることをお願いいたします。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審査の概要であります。

委員会審査において出された意見、要望も含めて充分検討され、事業遂行に当たっていただくようお願いいたします。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

●議長

1議案ずつ採決をまいります。

議案第 1 1 号 討論・採決

(1 0 時 0 8 分)

●議長

議案第 1 1 号「奈井江町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 2 号 討論・採決

(1 0 時 0 9 分)

●議長

議案第 1 2 号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号討論・採決

(10時09分)

●議長

議案第14号「奈井江町にわ山森林自然公園設置条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号討論・採決

(10時10分)

●議長

議案第6号「令和7年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号討論・採決

(10時10分)

●議長

議案第7号「令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号討論・採決

(10時11分)

●議長

議案第8号「令和7年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討

論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号討論・採決

(10時11分)

●議長

議案第9号「令和7年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 10 号 討論・採決

(10 時 12 分)

●議長

議案第 10 号「令和 7 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 10 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 13 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 12 分)

●議長

日程第 3、議案第 13 号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

改めまして、おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは議案書 No. 2 の 162 ページを開きください。

議案第 13 号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」令和 6 年 3 月 5 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和 6 年人事院勧告と一連で行われた「人事院による報告」で

明らかにされた「仕事と生活の両立支援の拡充」について、国家公務員における今後の改正の見込みと同様の措置を行うとともに、育児休業制度及び職員の勤務時間、休暇等について所要の規定の見直しを行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。

職員の育児休業等に関する条例では、非常勤、育児休業代替任用など、多様化する任用形態の職員への適用等について法律の委任規定の明確化を図る改正等を行っており、職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、子育て職員の申出による 深夜勤務の禁止等の改正を行うほか、所要の文言の整理を行っております。

本条例の施行日は、令和7年4月1日とし、附則において施行に伴う所要の経過措置を定めるものであります。

以上、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第４、議案第１５号「奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No.2、１７１ページをお開きください。

議案第１５号「奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例」奈井江町都市公園条例の一部を次のように改正する。令和７年３月４日提出、奈井江町長。

本条例の改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、一部を改正するものであります。

以上、奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１５号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第5、議案第16号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No.2、172ページをお開きください。

議案第16号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。令和7年3月4日提出、奈井江町長。

本案につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により改正するものであり、保育内容支援に係る連携施設及び、代替保育に係る連携施設の見直し、連携施設経過措置の期限延長、栄養士要件の拡大を行うものとして、附則において令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第6、議案第17号「奈井江町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No.2、174ページをお開きください。

議案第17号「奈井江町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。令和7年3月4日提出、奈井江町長。

本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により改正するものであり、保育内容支援に係る連携施設及び、代替保育に係る連携施設の見直し、連携施設経過措置の期限延長を行うものとして、附則において令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、「奈井江町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 18 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 21 分)

●議長

日程第 7、議案第 18 号「奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書 No. 2、176 ページをお開きください。

議案第 18 号「奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」。令和 7 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、自治体情報システム標準化への移行に際し、本町の組織・業務間における住民基本台帳に登録されている者以外の者に係る個人番号の利用及び提供等について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が求める条例における定めについて新たに規定するとともに、番号法の一部改正に伴う条項番号の移動に係る改正等を行うため、関係条例の一部を改正するものであり、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

●議長

日程第8、議案第19号「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No.2、181ページをお開きください。

議案第19号「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について」地方自治法の規定により、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約を次のように変更する。令和7年3月4日提出、奈井江町長。

本案は、戸籍システム標準化対応のため、中空知広域圏で共同利用している滝川市役所内に設置しているサーバ機器等を道内のデータセンターへ移行することに伴い、本規

約の一部を変更し、令和7年10月1日から施行するものであります。

以上、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更に
ついて、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時25分)

●議長

日程第9、会議案第1号「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一
部を改正する条例」を議題といたします。

事務局長より説明をさせます。

(事務局長 登壇)

●事務局長

会議案第1号「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正す

る条例」上記議案を地方自治法第 112 条、第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。令和 7 年 3 月 17 日提出、提出者奈井江町議会議員、篠田茂美。賛成者、奈井江町議員石川正人、同じく根岸一志。

提案理由。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上ならびに、行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、改正対象の法律の条番号等のずれが生じたことに伴い、本条例の一部を改正したい。

次のページをお開きください。

「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例」の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中、第 2 条第 8 項を第 2 条第 9 項に改める。

第 12 条第 5 項の表中、第 2 条第 9 項を第 2 条第 10 項に改める。

附則といたしまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。新旧対照表につきましては説明を割愛させていただきます。

以上です。

●議長

それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０ 調査第１号の上程・説明・採決

(１０時２９分)

●議長

日程第１０、調査第１号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第１号「議会運営委員会の調査の付託について」。議会運営委員長より地方自治法第１０９条第３項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申し出があったので、これを付議する。令和７年３月３１日提出。奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第１１ 調査第２号の上程・説明・採決

(１０時３０分)

●議長

日程第１１、調査第２号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第２号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。まちづくり常任委員長より地方自治法第１０９条第８項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和７年３月１７日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号、調査事項につきまして調査第1号、学校経営について。現地調査を含みます。調査第2号、奈井江町職員の業務体制と定員管理について、調査第3号、地域おこし協力隊の現状について、調査につきましては3日間以内でございます。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案はまちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第12 調査第3号の上程・説明・採決

(10時31分)

●議長

日程第12、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和7年3月17日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和7年奈井江町議会第1回定例会を閉会といたします。皆さん大変ご苦
労さまでした。

(10時33分)